

右之通一統致連印何事不限集會之節は廻文之刻限通無相違出會可致事

覺

一、中酒十駄に付金貳拾兩壹歩に付九斗一升代貳百貳拾貳文

一、諸白十駄に付金拾貳兩壹歩に付八斗一升代貳百四拾文

右は仲間一統集會之上致相談賣出し申候以上

申四月

行 司

日野屋新太郎

金子 儀 助

覺

一、中酒十駄に付金貳拾貳兩壹分に付七斗五合一升到付貳百貳拾四文

一、諸白十駄に付金貳拾四兩壹分に付七斗一升到付貳百卅四文

右之通集會不致廻文張紙斗に而直上いたし候以上

申八月

行 司

新 太 郎

儀 輔

覺

一、中酒十駄に付金貳拾五兩金壹歩に付七斗二合一升到付貳百五拾文

一、諸白十駄に付金貳拾七兩貳歩金壹分に付六斗五合一升到付貳百七拾貳文

右は仲間一同會集之上甲乙之商内無之様急度取究賣出し申候以上

申の九月

行 司

日野屋新太郎

金子屋 儀 輔

覺

一、銘酒貳朱に付二升八合一升到付參百貳拾四文一合に付參拾參文

一、次銘酒貳朱に付三升三合一升到付參百文一合に付參拾貳文

一、諸白貳朱に付三升四合一升到付貳百七拾貳文一合に付貳拾八文

一、中酒貳朱に付三升七合一升到付貳百五拾文一合に付貳拾六文

右は町内竝に佐間長野兩村仲間内斗張札相廻取究之上は甲乙無之様急度相守可申事

申の九月



定

一、近年打續違作之年柄に有之渡世方取續かね候之外尙又當年格別米穀諸色共高値に相成難澁之外酒造之儀も是迄造來之三分一造被仰付候共其儀も無覺東彌困窮之趣に成行依之諸事儉約質素を守可致食事

一、徒御公儀様被仰出候御趣意堅相守可申事

一、是迄酒造働人親るい縁者之由を申立毎々藏へ入込候得は酒食振舞または止宿等爲致候事かねて禁置之處甚等閑に成行失費多分有之右等之事は自今格別嚴重にいたし假令何様ものたり共一切爲入立申間鋪候家内食を嫌ひ時ならず酒を可爲口候ものは早速家出可申付事

一、三日惣菜之儀は有合之もの相用候共已後は何様之祝日たり共一色香之物外皆不用候事

定之給金高に應じ二割に引方を以相拂可申候人々心得違無之様萬事壹錢之費を厭ひ食續之儀專一に心懸可申事

一、御得意方は勿論出入之諸職人衆に至まで藏に而酒食之義等決而不致候事右之趣見せ藏共頭分たるもの日々精々いたし皆相守可申事

酒造仲間行司

右之張札今般相改仲間一統急度相守由に而相廻もの也

天保七申年九月集會之砌

覺

一、中酒十駄に付金貳拾七兩壹分に付六升四合一升到付貳百七拾貳文

一、諸白十駄に付金參拾兩貳分壹分に付五升七合一升到付參百文

右之通仲間一統於大利樓集會相催甲乙無之様取究銘々張札相廻す者

申の十月

行 事 日野屋新太郎

金子屋儀助

覺

一、銘酒貳朱に付二升四合一升到付參百五拾文一合に付參拾八文

一、次銘酒貳朱に付二升六合一升到付參百貳拾四文一合に付參拾四文

一、諸白貳朱に付二升八合五勺一升到付參百文一合に付參拾文



一、中酒貳朱に付三升二合一升に付貳百七拾貳文一合に付貳拾八文  
右之通仲間一同甲乙無之様賣出し可申候以上當時米相庭三斗二三升  
甲の十月十日より

行 司 新 太 郎  
儀 助

中霜月二十六日より十駄に付

一、金八兩方直上げ

右者町内仲間一統相談之上下札相廻し取究之上は甲乙無之様直上可致候以上  
申の十一月

行 事 日野屋又太郎  
蛭子屋宗兵衛

覺

一、銘酒金貳朱に付二升二合一升に付四百文一合に付四拾四文  
一、次銘酒金貳朱に付二升四合一升に付參百五拾四文一合に付四拾文  
一、諸白金貳朱に付二升一合一升に付參百參拾貳文一合に付參拾六文

一、中酒金貳朱に付二升八合一升到付參百文一合に付參拾貳文  
右之通り仲間一同甲乙無之様賣出し可申候以上

申の霜月二十七日より

行 司 又 右 衛 門  
宗 兵 衛

天保八酉四月十五日より十駄に付

一、金貳兩方直上げ

右之通り仲間一同相談之上下札相廻し直上げ仕候以上

酉三月

行 事 日野屋又右衛門  
蛭子屋宗兵衛

覺

一、新酒十駄に付參拾五兩替  
一、諸白十駄に付參拾七兩替  
一、糠 現金四俵がへ



一、粕 現金四俵がへ

右之通仲間一統う里出し申候以上

天保八年酉正月

行事 日野屋又右衛門

蛭子屋宗兵衛

覺

一、銘酒金壹歩に付四升一升到付四百拾四文一合四拾五文

一、次銘酒金壹歩に付四升五合一升到付參百八拾四文一合四十文

一、諸白金壹歩に付四升八合一升到付參百五拾文一合參拾六文

一、中酒金壹歩に付五升二合一升到付參百拾四文一合參拾貳文

右之通り仲間一統無甲乙賣出し可申候

酉正月十五日より

行事 又右衛門

宗兵衛

覺

一、中酒十駄に付金參拾八兩

一、諸白十駄に付金四拾兩

酉四月

行事 又右衛門

覺

酉七月より一金五兩方直上げ

右之通り仲間相談之上直上いたし候以上

覺

一、新酒十駄に付貳拾五兩壹分に付六升二合一升到付貳百六拾四文

一、諸白十駄に付貳拾八兩壹分に付六升一升到付參百文

右之通り仲間一統相談之上賣出申候以上

酉の十月

行事 又右衛門

宗兵衛



覺

一、中酒十駄に付貳拾七兩壹分に付六升六合一升貳百七拾貳文  
一、上酒十駄に付參拾兩壹分に付六升參百文  
右之通仲間一統相談之上賣出し候

戌四月

行 司 高砂屋金左衛門  
島屋甚左衛門

戌七月六日より十駄に付

一、金參兩方直上げ

右之通一同相談之上直上げ仕賣出し候

行 司 高砂屋金左衛門  
島屋甚左衛門

戌八月より

一、金參兩方直上げ

右之通仲間談之上賣出し申候

行 司 高砂屋金左衛門  
島屋甚左衛門

戌八月より一金參兩方直上げ

右之通仲間談之上賣出し申候

行 事 高砂屋金左衛門  
島屋甚左衛門

覺

一、新酒十駄に付貳拾七兩壹分に付六升  
一、諸白十駄に付參拾兩壹分に付五升五合  
一、粕壹兩に付四俵半  
一、糠壹兩に付四俵三分但し五斗入  
右之通仲間相談之上賣出し候



戌九月

行司

高砂屋金左衛門

一六六

島屋甚左衛門

覺

一、中酒十駄に付金拾七兩金壹分に付一斗一升到付代百七拾貳文  
一、上酒十駄に付金拾九兩壹分に付九升一升到付代貳百文  
右之通り仲間相談の上賣出し申候以上

子四月

行司

日野屋平兵衛  
峯川富藏

覺

一、新酒十駄に付拾五兩壹分に付一斗二升  
一、諸白拾七兩壹分に付一斗一升  
右之通り仲間相談の上賣出し申候

丑九月

行司

新太郎

留左衛門

覺

一、新酒十駄に付金拾兩壹分に付一斗六升  
一、諸白十駄に付金拾壹兩壹分に付一斗四升  
右之通り相談の上出精賣出し申候以上

寅十月

行司

日野屋又右衛門

覺

一、中酒十駄に付金拾貳兩替壹分に付一斗四升一升到付百五拾文  
一、上酒十駄に付金拾四兩替壹分に付一斗二升一升到付百七拾貳文  
右之通り精賣出し申候以上

卯三月

高砂屋金左衛門

覺

一六七



一、新酒十駄に付金拾壹兩金壹分に付一斗五升一升に付百參拾貳文  
一、諸白十駄に付金拾參兩壹分に付一斗三升一升に付百五拾文  
右之通相談之上出精うりいたし申候以上

卯寅九月

行 司 高砂屋金左衛門

覺

一、新酒十駄に付金拾四兩金壹分に付一斗二升一升に付百六拾文  
一、諸白十駄に付金六兩金壹分に付一斗一升到付百八拾文  
右之通出精賣出申候以上

寅壬九月

江州屋庄兵衛

覺

一、中酒十駄に付金拾六兩替金壹分に付一斗一升到付百八十文  
一、上酒十駄に付金拾八兩替金壹分に付九升一升到付貳百文替  
右之通出精賣出し申候以上

辰四月

行 司 江州屋庄兵衛

辰の六月より一金參百兩方直上げ  
右之通相談之上賣出し申候

行 司 江州屋庄兵衛

覺

一、金貳兩方直上げ  
辰九月  
一、糠粕六俵半替  
辰九月

覺

一、新酒十駄に付金拾七兩替金壹歩に付一斗一升到付百七拾貳文  
一、諸白金拾九兩替金壹兩に付九升一升到付貳百文



右之通相談之上出精賣いたし申候以上

辰九月

江州屋庄兵衛

覺

一、中酒金拾九兩替金壹分に付九升一升到付貳百文  
一、上酒十駄に付金貳拾參兩替金壹分に付八升五合一升到付貳百貳拾四文  
右之通仲間相談之上出精賣出し申候以上

巳四月

年番 日野屋平兵衛

覺

一金參兩方直上げ

巳八月

巳九月より一金貳兩方直上げ  
同月より一糠粕五俵替

覺

一、新酒十駄に付金貳拾參兩替壹歩に付七升五合  
一、諸白十駄に付金貳拾五兩替壹分に付六升五合  
右之通仲間一統相談之上賣出し申候以上

巳九月

行事 日野屋平兵衛

覺

一、糠粕金壹兩に付六俵替

丙午正月二十一日

年行司 日野屋新太郎

覺

一、中酒十駄に付金貳拾四兩替壹歩に付七升一升到付貳百參拾貳文  
一、上酒十駄に付金貳拾六兩替壹歩に六升五合  
右之通り出精賣出し申候

午の四月七日

年行司 日野屋新太郎



覺

一金參兩方直上げ

右之通り相談之上賣出申候以上

午の七月より行司日野屋新太郎 長野村日野屋庄右衛門 行田町日野屋新太郎 小見村田口房右衛門 荒木村峯川富藏 須戸村島崎屋竹右衛門 小針村原勢屋半兵衛 下新合村嶋屋甚右衛門 佐間村奥州屋多十郎 荒木村原勢屋十吉 野村小山屋忠兵衛 持田村小久保儀十郎 上新合村騎西屋儀兵衛 白川戸村堀口新兵衛 八王子村國島屋辰藏 埼玉村奥州屋半兵衛 吹上村中村屋九兵衛 同所大津屋傳吉 埼玉村湯本榮吉 住吉村中島屋宗吉 屈巢村騎西屋與吉 行田町日野屋又右衛門

覺

一新酒十駄に付拾參兩壹分に付一斗二升一升到付百四拾文

一諸白十駄に付拾五兩壹分に付一升二合一升到付百六拾四文

右之通仲間談之上出精賣出し申候以上

未九月

行司 日野屋又右衛門

一糠粕八俵替

申正月

同二月より

一金貳兩方直上げ

行司 日野屋庄右衛門

覺

一中酒十駄に付金拾八兩壹歩に付一斗一升到付百七十二文

一上酒金貳拾兩壹歩に付九升一升到付貳百文

右之通出精賣出し申候以上

申四月

行事 日野屋庄右衛門



覺

- 一、新酒十駄に付金拾貳兩壹歩に付一斗三升五合一升到付百三拾貳文
  - 一、諸白金拾四兩壹歩に付一斗二升一升到付百五拾文
- 右之通仲間相談之上出精賣出し申候以上

申九月

行事 日野屋庄右衛門

覺

- 一、新酒十駄に付金拾參兩壹歩に付一斗二升一升到付百四拾文
  - 一、諸白十駄に付金拾五兩壹歩に付一斗五合一升到付百六拾四文
- 右は先に仲間相談之上取極置候處米穀高値に付尙又右之通法度相改申候以上
- 申十月

行事 奥州屋太重郎

覺

- 一、中酒十駄に付金拾六兩壹歩に付一斗一升到付百六拾四文
- 一、上酒十駄に付金拾八兩壹歩に付九斗一升到付百八十四文

右之通出精賣出申候以上

酉四月

行事 奥州屋太重郎

覺

酉の六月より一金參兩方値上げ

行事 奥州屋太重郎

覺

一金貳兩方値上げ

酉八月

行事 奥州屋太重郎

覺

- 一、新酒十駄に付拾六兩壹歩に付一斗一升到付百六拾四文
  - 一、諸白十駄に付拾八兩金壹分に付九升一升到付百八拾四文
- 但し當時米七斗二升(壹兩に付)



右之通仲間相談之上出精賣出し申候以上

酉九月

行司 奥州屋 太十郎

菊屋 儀兵衛

酉の十月値上げ一金貳兩方  
右之通仲間一統直上げ賣出申候以上

行事 日野屋新太郎

覺

一中酒十駄に付貳拾兩壹歩に付九升一升到付貳百文  
一上酒十駄に付貳拾貳兩壹歩に付八升一升到付貳百貳拾四文  
右之通出精賣出し申候以上

戌の三月

行事 日野屋新太郎

覺

戌七月より直上げ

一金參兩方

行司 日野屋新太郎

覺

戌十月より直揚

一金參兩方

行司 日野屋新太郎

- 一 御公儀様御法度之趣竝從御領主様の仰渡之儀急度相守可申候事
- 一 酒値段之儀立相場に賣可申候事
- 一 酒造商賣一統之儀付如何様之六ヶ敷儀又は他處より出入等出來有之候はゞ  
行司を申出早速寄合いたし相談の上相濟可申候若又内々に而難相濟萬一公  
訴にも相成候節は仲間一統出錢いたし入用可差出事
- 一 惠比須講祝ひ之儀賣子大小に不抱御神酒壹升宛遣し可申事



一酒半樽之儀一斗八升に限可申事  
 一年々無勘定賣子衆有之候は、仲間一統申合張紙いたし置酒賣買致間敷事  
 一一年切勘定無之賣子衆之節酒一切出し申間敷之事  
 一酒代金錢にて請取申候節は時相場に相違不致様受取可申事  
 一仲間にて一ケ年兩人づゝ順番に行司相立萬事取計可申候尤も行司より寄合  
 相觸候は、刻限無相違出會可致事  
 一年々三月八日八月八日兩度仲間寄合取極めいたし候爲仲間金鳥目百文宛集  
 行司に預り可申之事  
 一酒賣方之儀立直段より下直段に仲間うちの賣子えせり賣致す間敷事  
 一杜氏働春屋職人等給金作料並賄方其外とも格外之儀無之様申合一統に可致  
 事

嘉永三庚戌年十月吉日

仲 間



行田町日野屋又右衛門 長野村日野屋庄右衛門 小見村田口房右  
 衛門 白川戸村堀口新兵衛 八王寺國島屋達藏 荒木村峯川富  
 藏 同村北岡文次郎 同村日野屋七右衛門 住吉中島屋惣吉

上新合菊屋儀兵衛 下新合嶋屋彦右衛門 須戸嶋崎屋竹右衛門  
 小針村原勢屋半兵衛 同村田島新六 埼玉村菊屋仁助 同村増  
 田屋新兵衛 同村湯本半兵衛 野村小山屋忠兵衛 屈巢村騎西  
 屋與吉 吹上中村屋九兵衛 吹上大津屋傳吉 持田村小久保屋  
 重助 佐間村奥州屋多重郎  
 右之通相改仲間一統連印可仕候以上

行

司



覺

一新酒十駄に付金貳拾貳兩壹分に付七升五合一升到付貳百拾四文  
 一諸白十駄に付金貳拾五兩壹分に付七升一升代貳百五拾文  
 右之通出精賣出し申候以上

戌十月

行 司 日野屋新太郎  
 添行司 嶋崎屋竹右衛門



覺

金壹兩に付

一、糠粕五俵八分

右之通相談の上賣出し申候

亥正月

行司 日野屋又右衛門  
添行司

覺

一、中酒十駄に付貳拾五兩壹分に付六升八合一升到付貳百五拾文

一、上酒十駄に付貳拾八兩壹分に付六升三合一升到付貳百七拾貳文

右之通出精賣出し申候以上

嘉永四年

行司 日野屋又右衛門  
添行司

覺

一、新酒拾駄に付金拾六兩壹分に付一斗一升到付百六拾四文

一、諸白拾駄に付金拾八兩壹分に付九升一升到付百八拾四文

右之通仲間一統相談之上出精賣出し申し候以上

亥十月

行司 日野屋又右衛門

覺

金壹兩に付

一、糠粕七俵半

右之通相談之上賣出申候以上

子正月

日野屋庄右衛門

子八月より

一、金參兩方値上

行司 日野屋庄右衛門



覺

一中酒拾駄に付金拾九兩壹分に付九升一升到付百八拾四文

一上酒拾駄に付金貳拾壹兩壹分に付八升二合一升到付貳百拾貳文

右之通出精賣出し申候以上

嘉永五歳子四月

行司 日野屋庄右衛門

覺

一新酒十駄に付金拾八兩壹分に付五升五合一升到付百八拾四文

一諸白十駄に付金貳拾兩壹分に付八升二合一升到付貳百文

右之通出精賣出し申候以上

行司 日野屋庄右衛門

添行司

覺

金壹兩に付

一糠粕六俵

右之通相談之上賣出し申候以上

丑正月

行司 奥州屋太重郎

覺

一中酒十駄に付金貳拾兩壹分に付九升一升到付貳百文

一上酒十駄に付金貳拾兩壹分に付八升一升到付貳百貳拾四文

右之通仲間相談之上出精賣出し申候

嘉永六年丑四月

行司 奥州屋太重郎

是迄賣來りより

一金參兩方値上げ

丑八月

行司 奥州屋太重郎

覺



一、新酒十駄に付金貳拾兩壹分に付八升五合一升到付貳百文  
一、諸白十駄に付金貳拾兩壹分に付七升五合一升到付貳百貳拾四文  
右之通仲間一統相談之上出精賣出し申候

丑十月

行 司 奥州屋太重郎

覺

一、糠粕六俵(壹兩に付)  
右之通相談之上賣出申候

寅正月

行 司 日野屋新太郎

覺

一、中酒十駄に付金貳拾參兩壹分に付八升壹升到付貳百參拾貳文  
右之通仲間一統相談の上出精賣出し申候以上

寅四月

行 司 日野屋新太郎

是迄賣來より

一、金參兩方値上げ

寅七月

行 司 右 同 人

是迄賣來より

一、金參兩方値上げ

寅八月

行 司 右 同 人

覺

一、新酒十駄に付金拾八兩壹分に付九升一升到付百八拾四文  
一、諸白十駄に付金貳拾兩壹分に付八升一升到付貳百拾貳文  
右之通仲間一統相談之上出精賣出し候以上

寅十月

行 司 日野屋新太郎

覺



壹兩に付

一、糠粕六俵替

右之通相談之上賣出し候以上

安政二年卯正月

行 司 日野屋又右衛門

覺

一、中酒十駄に付金貳拾壹兩替壹分に付八升一升到付貳百拾六文

一、上酒十駄に付金貳拾參兩替壹分に付七升三合一升到付貳百貳拾貳文

右之通仲間一統相談之上出精賣出し申候以上

卯四月

行 司 日野屋又右衛門

是迄賣來より

一、金參兩方値上げ

卯八月

行 司 日野屋又右衛門

覺

一、新酒十駄に付拾七兩壹分に付一斗一升到付百六拾四文

一、諸白十駄に付拾九兩壹分に付九升一升到付百八拾四文

右之通仲間相談之上出精賣出し申候以上

卯十月

行 司 日野屋又右衛門

覺

金壹兩に付

一、糠粕七俵

右之通り相談之上賣出し申候以上

辰正月

行 司 日野屋庄右衛門

覺

一、中酒十駄に付金貳拾兩壹分に付八升五合一升到付貳百文

一、上酒十駄に付貳拾貳兩壹分に付八升五合一升到付貳百貳拾四文



右之通仲間相談之上出精賣出し申候

辰三月

行 司 日野屋庄右衛門

是迄賣來與利

一金參兩方値上げ

辰九月

行 司 日野屋庄右衛門

覺

金壹兩に付

一糖粕七俵

右之通り相談之上賣出し申候以上

巳正月

行 司 奥州屋太重郎

覺

一新酒十駄に付金拾八兩金壹分に付九升一升到付百六拾四文

一諸白十駄に付貳拾兩金壹分に付八升一升到付貳百貳拾貳文  
右之通仲間相談之上出精賣出し申候以上

辰十月

行 司 奥州屋太十郎

覺

一中酒十駄に付金貳拾兩金壹分に付八升五合一升到付貳百文

一上酒十駄に付金貳拾貳兩金壹分に付七升七合一升到付貳百貳拾四文

右之通仲間一統相談の上出精賣出し申候以上

巳四月

行 司 奥州屋太重郎

是迄賣來より

一金貳兩方値け

巳十月

行 司 奥州屋太重郎

覺



一、新酒十駄に付金貳拾貳兩壹分に付七升八合一升到付貳百貳拾四文  
一、諸白十駄に付金貳拾四兩壹分に付六升八合一升到付貳百四拾四文  
右之通仲間一統相談之上出精賣出し申候以上

巳十月

行 司 奥州屋太重郎

覺

金壹兩に付

一、糠粕五俵八分替

右之通取極賣出し申候

安政五年正月

行 司 日野屋新太郎

覺

一、上酒十駄に付金貳拾八兩壹分に付六升一升到付參百文

一、中酒十駄に付金貳拾五兩壹分に付七升一升到付貳百七拾貳文

右之通仲間相談之上出精賣出し申候以上

午三月

行 司 日野屋新太郎

是迄賣來より

一、金參兩方値上げ

同八月

覺

一、新酒十駄に付貳拾參兩壹分に付六升五合一升貳百六拾四文

右之通仲間一統相談之上出精賣出し申候以上

午十月

行 司 日野屋新太郎

覺

金壹兩に付

一、糠粕五俵五分

右之通仲間一統相談之上賣出し申候以上



未正月

行司 奥州屋太重郎

一九二

覺

一、上酒十駄に付金貳拾八兩金壹分に付六升一升到付參百文

一、中酒十駄に付金貳拾五兩金壹分に付五升八合一升到付貳百七拾貳文

右之通仲間一統相談之上出精賣出し申候以上

安政六年未三月

行司 日野屋又右衛門  
添行司

米穀高値に付

一、金參兩方値上げ

未十月

行司 日野屋又右衛門

是迄賣來より

一、金參兩方値上げ

未十一月

行司 右 同 人

覺

一、新酒十駄に付金貳拾六兩替壹分に付六升五合一升代貳百貳拾文

一、諸白十駄に付金貳拾八兩壹分に付六升一升到付三百文

右之通仲間一統相談之上出精賣出し申候以上

安政六年未十一月

行司 日野屋又右衛門

一、米安値 五斗

一、同中値 四斗六升

一、同高値 四斗二升

覺

金壹兩に付

一、糠粕四俵八分

右之通仲間一統相談之上賣出し申候已上

申正月

行司 日野屋庄右衛門

一九三



覺

一、中酒十駄に付金貳拾八兩壹分に付六升一升到付參百文  
 一、上酒十駄に付參拾兩壹分に付五升五合一升到付參百貳拾四文  
 右之通仲間一統相談之上出精賣出申候以上

萬延元歲申三月

行 司 日野屋庄右衛門

是迄賣來より

一、金參兩方值上

萬延元歲申五月

行 司 日野屋庄右衛門

覺

一、新酒十駄に付金參拾參兩壹分に付六升五合一升到付貳百六拾貳文  
 一、諸白金貳拾八兩壹分に付六升一升到付參百文  
 右之通仲間一統相談之上出精賣出申候以上

萬延元歲申十月

行 司 日野屋庄右衛門

申談規定書之事

一、去去年關東地方大出水に而米價高値に付酒造高之半高造に付仰出然る處當  
 申年猶又東海道筋大出水に而引續米穀高値に候儀に付今般右同様半高造再  
 應嚴重に被仰一同承知奉畏御請書奉差上御達筋相守商賣仕候得共萬一酒造  
 御改筋之儀に付間違等有之入用多分相掛り候義も致出來候節は仲間一統申  
 談之上入用助合可申筈取究候處相違無御座候依而規定連命致し置候處如件  
 萬延元歲申年十一月

仲 間 二十四名連名

右之通相改仲間一統連命可仕候以上

行 司 日野屋又右衛門

覺

金壹兩に付  
 一、糠粕四俵也  
 右之通出精賣出申し候



酉正月

行 司 奥州屋太重郎

一九六

覺

一、中酒十駄に付金貳拾九兩壹分に付五升七合一升到付參百貳拾四文  
一、上酒十駄に付金參拾壹兩壹分に付五升二合一升到付參百五拾文  
右之通仲間一統相談之上出精賣出申候以上

酉四月

行 司 奥州屋太十郎

覺

一、新酒十駄に付金貳拾參兩壹分に付七升五合一升到付 百參拾貳文  
一、諸白十駄に付金貳拾五兩壹分に付六升五合一升到付貳百六拾四文  
右之通仲間一統相談之上出精賣出申候以上

酉神無月

行 司 奥州屋太十郎

覺

金壹兩に付

一、糠粕四俵

右之通相談之上賣出し申候

戌正月

行 司 日野屋文右衛門

覺

一、中酒十駄に付貳拾六兩壹分に付六升五合一升到付貳百七拾貳文  
一、上酒十駄に付貳拾八兩壹分に付六升一升到付參百文  
右之通仲間一統相談之上出精賣出申候以上

戌四月

行 司 日野屋文右衛門

是迄賣來より

一、金參兩方値上げ

戌九月

行 司 日野屋文右衛門

一九七



覺

一、新酒十駄に付金貳拾參兩金壹分に付七升五合一升到付貳百參拾貳文  
 一、諸白十駄に付金貳拾五兩金壹分に付六升五合一升到付貳百六拾四文  
 右之通仲間一統相談之上出精賣出申候以上

戌十月

行 司 日野屋文右衛門

覺

一、糠三俵五分  
 一、粕三俵七分  
 右之通出精賣出申候

亥正月

行 司 日野屋又右衛門

覺

一、中酒十駄に付貳拾六兩壹分に付六升五合一升到付貳百七拾貳文  
 一、上酒十駄に付貳拾八兩壹分に付六升一升到付參百文

右之通仲間一統相談之上出精賣出申候以上

亥三月

行 司 日野屋又右衛門

諸色高値に付是迄賣來より

一、金參兩方値上げ

亥八月

行 司 日野屋又右衛門

諸色追々高値に付是迄賣來より

一、金五兩方値上げ

亥九月

行 司 同人

覺

一、新酒十駄に付金貳拾七兩金壹分に付六升一升代參百貳拾四文  
 一、諸白十駄に付金參拾兩金壹分に付五升五合一升到付參百五拾文  
 右之通仲間一統相談之上出精賣出申候以上



亥九月

行司 日野屋又右衛門

1100

申談規定書之事

一、今般御時節に付非常御糧米御手當之御心組も有之候に付此上米價高値に相成候而は下々難儀に可及候間關八州酒造人共株高之内三分二相減し三分一酒造可致旨嚴重に被仰渡候に付一同御達し之趣奉畏御請書奉差上候然る上は御時節柄厚く相辨一同御趣意之旨皆相守可申事尤も一同相愼罷在候得共萬一間違等有之入用多分相掛り候儀も致出來候節は相違之儀に付仲間一統申談之上入用助合可申事依而規定連命如件

文久三癸亥年九月

仲間 二十三名連名

金壹兩に付

一、糠三俵三分

一、粕三俵六分

右之通相談之上出精賣出申候以上

甲子正月

行司 日野屋庄右衛門

是迄賣來より

一、金貳兩方值上

子九月

米穀高値に付

一、金參兩方值上

子十月

金壹兩に付

一、糠三俵

一、粕三俵二分

行事 日野屋庄右衛門

1101



子十月

行司同人

覺

- 一、新酒十駄に付金參拾貳兩壹分に付五升貳分一升到付參百六拾四文
- 一、諸白十駄に付金參拾五兩壹分に付四升五合一升到付四百文

行司 日野屋庄右衛門

元治元年子年十月

儀定

- 一、酒樽之儀是迄銘々貸來り候處紛失いたし殊に仕入値段も存外高値尙職人も手近に無之に付今般仲間相談之上酒代料貳百文以下に而は一切貸出し不申様堅之取極め申候
- 一、酒樽出し之儀人足拂底に付金壹分以下之分御斷申上候以上

行司 日野屋庄右衛門

子十月

金壹兩に付

一、糠粕三俵

丑正月

行司 奥州屋太十郎

覺

- 一、中酒十駄に付金參拾七兩壹分に付四升三合一升到付四百文
  - 一、上酒十駄に付金四拾圓壹分に付三升八合一升到付四百參拾貳文
- 右之通仲間一統相談之上出精賣出申候以上

行司 奥州屋太十郎

丑四月

是迄賣來より

一、金五兩方値上

丑六月

行司 奥州屋太十郎

是迄賣來より

一、金五兩方値上



丑九月

行司 奥州屋太十郎

米穀高に付

一金五兩方值上

丑九月

行司 奥州屋太重郎

覺

一新酒十駄に付金五拾兩壹分に付三升一合一升到付錢六百文

一諸白十駄に付金五拾五兩壹分に付二升八合一升到付六百五拾文

右之通仲間一統相談之上賣出し候

丑十月

酒造仲間行司

覺

行司 日野屋又右衛門 添行司 小見 中澤屋久兵衛 新郷 菊屋仁助 荒

木 峯川富藏 下新郷 山崎屋忠吉 長野 日野屋庄右衛門 八王寺 國嶋

屋辰藏 荒木 北岡文次郎 齊條 松屋松次郎 中條 永沼繁右衛門 日野

屋文右衛門 吹上 中村九兵衛 近江屋米藏 屈巢 小山屋武兵衛 奥州屋

太十郎 埼玉 増田屋新兵衛 堤根 増田屋定吉 野村 小山屋忠兵衛 埼玉

右之通取極置申候以上

乙慶應元歲

且霜月 日

覺

一中酒十駄に付百四拾兩壹分に付四升六合一升到付一貫七百文

一上酒十駄に付百五拾兩壹分に付四升三合一升到付一貫八百四拾八文

右之通仲間一統相談之上出精賣出し可申候以上

覺

一中酒十駄に付金拾兩金壹分に付二升七合一升到六百七拾貳文



一、上酒十駄に付金六拾五兩金壹分に付二升五合一升代七百貳拾四文  
右之通仲間一統相談之上出精賣出し可申候以上

寅四月

仲間行司 日野屋又右衛門

覺

一、中酒十駄に付百四拾兩壹分に付四升六合一升到付一貫七百文  
右之通仲間相談之上出精賣出し可申候以上

卯三月

行司 日野屋又右衛門

覺

一、諸白十駄に付金九拾兩壹分に付一升八合五勺一升到付貳朱と貳百文  
一、新酒十駄に付金八拾兩壹分に付二升一升到付貳朱と百文  
右之通仲間一統相談之上出精賣出し可申候以上

午年十月

行事 日野屋庄右衛門

一、俵に付

一、糠粕代金參分參朱

一、米相場凡壹兩に付一斗三升替

午冬造

覺

一、上酒十駄に付金百兩金壹分に付一升六合一升代金貳朱と四百文  
一、中酒十駄に付金九拾兩金壹分に付一升八合五勺一升代金貳朱と貳百文  
右之通仲間一統相談之上出精賣出し可申候以上

未四月

行事 日野屋庄右衛門

覺

一、糠粕一俵代金貳分貳朱  
右之通取極賣出し申候以上

明治四年十一月

行司 日野屋文右衛門



覺

是造賣來より

一金拾兩方值上

申四月

行事右同人

掟

近來雇人給金並に物價高値に相成醸肆一般協議して一層改正法左之通確定候也

第三百六十二號御布告中第一條

一、商人亘し賣掛金受取渡し期限兼て條約を結六箇月限取引相濟し可申候事  
但し自由を以六箇月滿前取引相濟し候儀は此限に非ず

酒一樽以下來一月一日より

一、伊丹樽一本代金壹分

一、柳樽一本代金貳朱

一、八升樽一本代八百文

一、五升樽一本代金壹朱

一、三升樽一本代四百五拾文

一、二升樽一本代貳百五拾文

一、一升樽一本代貳百五拾文

一、五合樽一本代百七拾五文

一、湯桶徳利一切は當分出し不申候事

従前酒賣買之節一樽に不滿候者は樽代受取置追て明樽持參候はゞ代價相戻し可申候事右確定致候許に篤與熟知致し改正法厚く注意して聊たりとも掟違肖致間敷候事

明治六年第十二月

一、上様御免許 金御達に相成行事より廻狀相廻し披見日限時刻無相違持參可

被成候若迂遠致し候はゞ過料金壹圓仲間へ出金之事

一、伊丹樽一本以下代金不請取貸附候儀於相顯は過料五拾錢右同斷



一、仲間參會行事より觸出し候日限遅刻之者入用より之外五拾錢不參壹圓右同斷

- 鈴木又右衛門 印
- 鈴木文右衛門 印
- 大竹作兵衛 印
- 田口廣右衛門 印
- 松岡彦四郎 印
- 國島源藏 印
- 北岡文次郎 印
- 青木新太郎 印
- 須永周次郎 印
- 松岡定五郎 印
- 峯川富藏 印
- 横田庄右衛門 印

右之條々仲間一統取極心違無之様堅相守可申事

記

是迄賣來より

一、金拾圓方值上

七年十二月

行事 日野屋文右衛門

一、糠粕一俵價八拾五錢

七年十二月

行事 右 同人

記

一、新酒十駄に付金六拾圓

一、諸白十駄に付金六拾五圓

右之通仲間一統相談之上出精賣出可申候以上

七年十二月

行事 日野屋文右衛門

是迄賣來より

一、金拾圓方值上



亥五月

行 司 日野屋文右衛門

二二二

以上記する處のものは本縣北埼玉郡忍町を中心とし附近數ヶ村の酒造家より成る酒造仲間に就きて記載せるものなるも尙各地に斯くの如き一小部落を中心とせる酒造仲間の存在せし事は想像に難からず。

明治維新と共に泰西文物潮來し百般の事業に一大革新を齎し政府の施制の方針又面目を改め酒造業に關しても又明治二年民部省達を以て從來株、鑑札渡方並冥加金上納等の規則の區々たりしものを統一せんことを測り次て明治四年に至りて始めて造石税なる間接税を設くる等酒造の制度又面目を改むるに至りしを以て以下少しく維新前後に於ける酒造制度に關し記録の存する儘に摘載せん左の如し。

行政官布告

當辰年之儀は國に寄り戰爭又は風水災も有之米價沸騰諸民難澁之趣相聞候依之當年酒造之儀元高之三分一仕込可申萬一心得違過造等致し候者は嚴重御咎可被仰候條此段向々よ理酒造人共に可相達候事

辰八月

行 政 官

右御達之趣奉畏候依之御請印形仕差上申候以上

慶應四辰年九月二十三日

行田町酒造人 鈴木又右衛門

同 文右衛門

吉羽小治郎殿

古橋友三郎殿

今般

御即位 御大禮被爲濟吉例之通被改年號候就而者是迄吉凶蒙非隨ひ屢改號有之候得共自今御一代一號に被定候依之慶應四年明治元年旨被仰付候事

辰九月

行 政 官

酒造之儀當年は諸作豐熟に付免許高皆造被通件候事

庚午九月

大 政 官

二二三



今般藩を廢止縣を設置候に付追而御沙汰迄大參事以下是迄通事務可致事

辛未七月

大政官

入間縣酒造御布告之寫

清酒造

一、御免許高百石

一割搗減 白米九十石

内 譯

九石 五斗配三分割元米實

三石六斗 四割右糶米

十七石四斗 右掛米糶約二割九分

元米九十石也

清酒分譯け

七十二石 掛米六十石之十二水用ゆ

九石 配米五斗配三分割斗水九を用ゆ

二十二石五斗元米九十石但し二割五分見込

元百三石五斗

一、四尺六尺桶迄第一番より何番迄不殘番號相印差出し可申事

壬申十一月

覺

一、六斗 元米但四割糶水十四

一、十一石五斗 掛米但一割八分糶

惣石 十七石二斗四升

粕 百二十八貫目

二十三石七斗六升

竝駄數三十三駄

壬申十一月

(注) 當時の入間縣は武藏國中横見郡入間郡秩父郡男衾郡大里郡榛澤郡那賀郡幡羅郡比企郡新座郡那賀郡兒玉郡高麗郡之一部多摩郡之一部を以て



稱す。

其區内酒造人釀造石數餘時改方して掛り官員派出候條釀造方法別紙雛形に照準し取調置右官員差出もの也

明治七年一月十八日

埼玉權令 白根多助

追而本文官員差遣候外不時改方いたし候儀も可有之候條此段も兼而達置候也

一酒造米何百石

此白米何百何十石 但何分減

此配何十何ヶ配何分何厘 但一配何石何斗仕舞

此譯

蒸米何百何十石何斗

内

配取米何十何石何斗何升

但一配何石何斗に付何斗

添掛米何十何石何斗何升

但右同斷に付何斗

中掛米何十何石何斗何升

但右同斷に付何斗

仕舞掛米何十何石何斗

但右同斷

糶何百何十石何斗

内

配石何十何石何斗何升

但配石蒸米一石に付何斗

添掛米何十何石何斗何升

但添掛米一石に付何斗

中掛米何十何石何斗何升

但中掛米一石に付何斗

仕舞掛米何十何石何斗

但仕舞掛米一石に付何斗

水何百何十何石何斗何升何合

内

配石何十何石何斗何升何合

但配石蒸米糶共一石に付何石水

添掛水何十何石何斗何升何合

但添掛右同斷何石水

中掛水何十何石何斗何升何合

但中掛米石蒸米糶とも石に付何石何斗水

仕舞掛水何十何石何斗何升何合

但仕舞掛右同斷に付何石何斗何升

合諸味何百何十何石何斗何升何合何勺



内

何百何十何石何斗何升何合何勺米より何分垂

何百何十何石何斗何升何合 水

此清酒何百何十何石何斗何升何合何勺

内

何百何十何石何斗何升何合何勺 配米より何分垂

何百何十何石何斗何升何合何勺水

外

一、六尺桶何本 大桶九十八本

一、五尺桶何本 大細十六本

一、四尺桶何本 小細四本四尺二本

一、三尺桶何本 四十四本

一、半切何十枚 二百八十五枚

一、ダキ桶何本 四十本

内大凡何斗入幾つ、小凡何斗何升入幾つ

一、タメ桶何丁 五十丁

一、飯タメ桶何丁 八丁

一、柄杓何本 十七本

一、諸蓋何百枚 糝蓋四百枚蓋べ百二十五面

一、こぐみ桶幾つ 三つ

一、絞り袋何百 二千四百枚

一、ふかし桶何本 三本 外焼酎こしき五つ釜共

内大小

一、米漬四尺何本 二本 米桶一本水桶二本

一、大釜幾つ 四枚

一、絞り船何艘 四艘

右者酒造醸造之方法書面之通相違無御座候以上

明治七年何月

第何區

何郡何村

何之 誰印



保長

何之 誰印

別戶長

何之 誰印

埼玉縣

官苗何之誰殿

前書之通相違無御座候以上

戶長

何之 誰印

第二號

明治四辛未七月布告酒造其外取締規則左之通追加候條此旨布告候事

明治七年一月九日

大政大臣 三條 實美

一、免許鑑札竝に造高免許鑑札借貸決して不相成候事

但し免許鑑札無之醸造候者在之相顯に於而者規則第六則密醸之廉を以て處分し造高免許鑑札無は四則第二條自儘醸造之廉を以處分致貸渡し候者は免許料五倍之料金

免許鑑札造高免許

鑑札之別無可申付事

明治戊亥二月二十六日御觸寫

其區内清酒味淋銘酒醬油醸造之石數爲検査之來月より不時掛り官員派出候條別紙雛形之通仕譯書取調出張之節可差出尤改方之儀は明治七年巡回取糺候通諸張薄取揃不都合無之様可致旨至急稼人共へ可相達候也

埼玉縣權令 白根 多助

第十五區正副區長

清酒醸造仕譯書

第何區何國何郡何町

稼人 何之 誰印



明治七年醸造御免許

一、醸造石高何百石

但一配何斗仕舞平均何割概何等水

此清酒何百何十石

内譯

清酒何十何石何斗

賣捌高

同何百石何斗

有高

諸味何百石

醸造中

此絞揚何百石何斗

右之通り相違無御座候以上

年號月日

右

何之誰

埼玉縣官員苗字誰殿

前書之通相違無御座候以上

戸長何之誰

三月二十一日寫

一、諸醸造税之儀前年相場此絞を以當節凡半高取立に付明治七年より清濁酒其外醬油醸造之分別紙雛形之通り取調計限り以爲書出區内取纏本月三十日迄に無相違可差出候此段相達し候

八年三月十九日

權令多助

記

明治七年御免許

何區何郡何村

一、清酒元石何百石

何之誰

此清酒何百何十何石何斗

右之通り相違無御座候以上

右

戸長何之誰

權令白根殿



第二百二十二號

本年二月第二十六號布告酒類稅則第一則中左之通追加候條此旨布告候事

明治八年七月二十二日

大政大臣 三條 實美

第六條

一酒造營業免許の者自己醸造の外他より賣受醸造場に於て賣捌くとも更に賣營業稅上納に不及事

第七條

一酒造營業免許の者一構醸造場の外別に醸造場を設くる時は其場所毎に更に酒造營業免許鑑札相受可申事

第八條

一酒造營業免許の者醸造場外に開店志右醸造の酒類を賣捌く時は受賣に准し更に賣營業免許鑑札相受可申事

第九條

一酒類受賣營業免許の者一箇賣酒の外に賣酒店を設くる時は其店毎に更に受

賣營業免許鑑札相受可申事

右御布告之趣可相心得候事

明治八年八月三日

埼玉縣權令 白根 多助

各區正副區長

其區内清酒味淋白酒銘酒釀造燒酎蒸餾之桶瓶之類爲調査追而巡回候條兼而相達置之通實際検査の上別紙雛形通每桶記載縣印燒記致し候事に付猶巡回日割御達及候事筆墨類縣印燒記可相用七輪薪炭等用意可致旨區内稼人共江無洩御達差出度候也

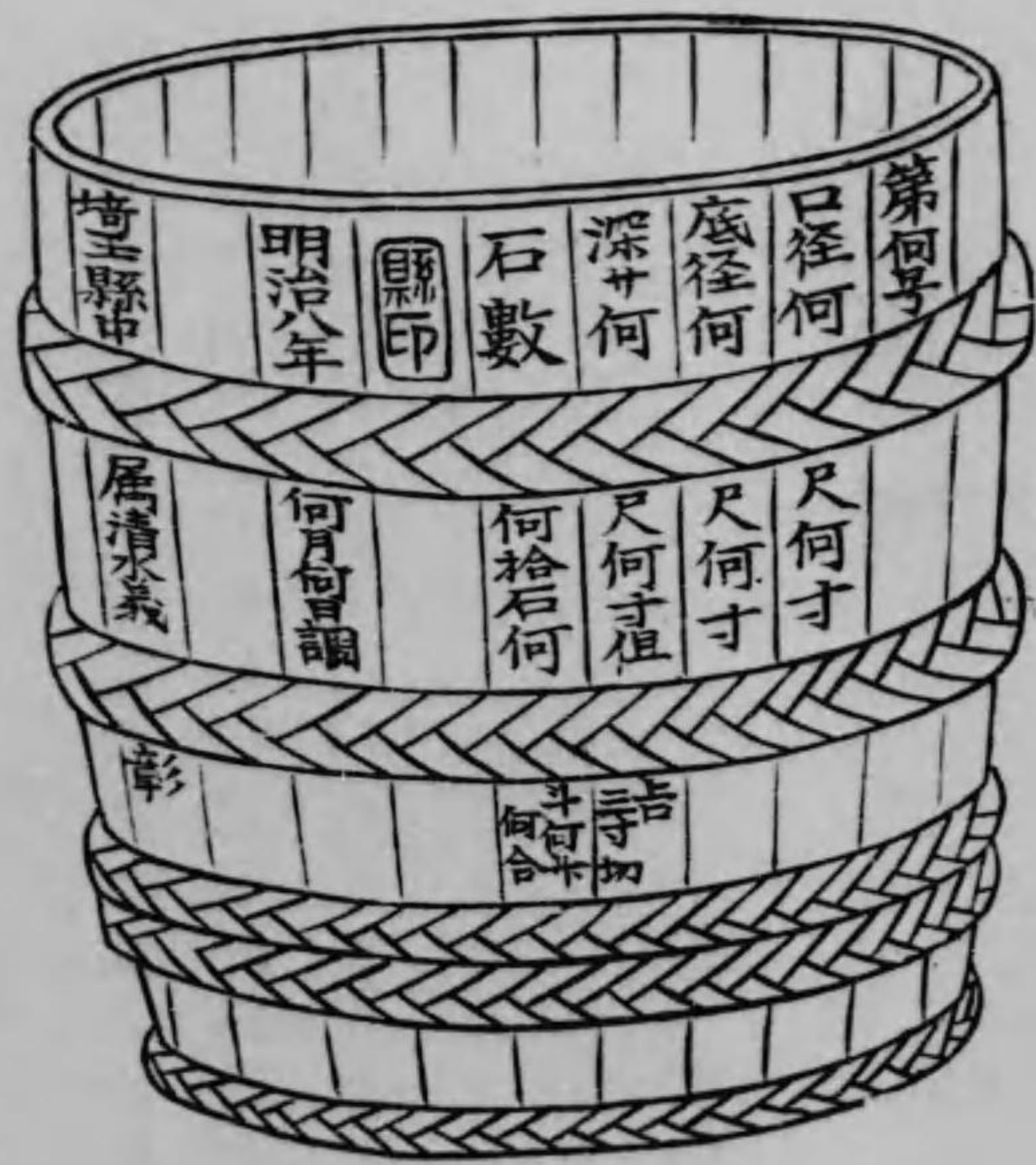
第二十三區川口町巡回先

埼玉縣權中屬 清水 義彰

縣 印

埼玉縣





本年第二十六號公布酒造取締並稅則及追而增補等候條とも九月三十日限り被  
相廢候に付早々清酒味淋銘酒白酒造並に燒酎蒸餾免許鑑札之儀十月十五日限  
改正鑑札替可相渡候條右鑑札返納可致且濁酒醬油之儀本年十月より稅則被廢  
候に付免許鑑札返納書相添同日限可相納候事

一酒造人本年醸造之石數可申立旨本縣乙第三號を以て相達置候處大藏省乙第  
九十九號布達候趣も在之候に付醸造元石之儀申立候に不及候條一期製酒石  
數見込度同日限可届出候事  
右之趣區内稼人共可相達もの也

八月二十九日

權令白根多助代り

埼玉縣參事 峯 良 俊 助

燒酎蒸餾之儀是迄酒造人共五六銘組合右之内鑑札願人一名江酒粕買受蒸餾之  
上組合之者へ賣渡の儀兼而届置候處免許蒸餾高組合にて割合銘之蒸餾致候儀  
者處分不相成候に付ては組合を以蒸餾免許願出之儀廢止候條各種醸造同様營  
業せし者は一人立營業免許可受儀と可相心得此段區内稼人どもへ可相達もの  
也

八年九月 日

權令白根多助代

埼玉縣參事 峯 良 俊 助



乙第九十九號

本年商省乙第七十六號を以て相達の酒類税則石數心得書第十二條中醸造元石高と掲載在之元の字は削除候條元石高申立に不及製酒之石數見込申立させ候儀と可相心得此旨相達し候事

八年七月十九日

大藏大臣 大隈 重信

酒造桶石爲調査權中屬清水義彰殿外等外官吏二名御隨行御出張に相成候間都而差支無之様諸事取斗置相成候日限之義追而可爲御達候間村々稼人共へ急度御沙汰有之度候也

八年九月三十日

區 務 所

行田町外七十ヶ村

清酒其他酒類本年醸造税取立候に付兼而相達置候管内八ヶ處平均酒類酒類相場左通確定候條各營業人殘税金追而割賦相達次第上納候様區内營業人へ無洩可相達之事

八年十月より  
九年六月まで 九ヶ月平均

- 一、清酒一石に付 金四圓八拾六錢八厘七毛
- 一、燒酎一石に付 金六圓貳拾五錢壹厘
- 一、白酒上一石に付 金拾貳圓五拾錢
- 一、白酒中一石に付 金拾壹圓
- 一、白酒下一石に付 金五圓參拾四錢六厘八毛
- 一、銘酒上一石に付 金八圓六拾六錢六厘七毛
- 一、銘酒中一石に付 金八圓
- 一、銘酒下一石に付 金七圓五拾錢

斯くの如くにして酒造制度に於ても着々改正に着手せらるゝに至るや酒造仲間の制度に對して一段の改革を加へたる組合の組織は官民共に必要を感ずるに至り遂に明治八年三月太政官第二十六號を以て酒造税法布告の發布せられしに對し埼玉縣第十七區北足立郡上生出塚村清酒濁酒製造業者栗林安兵衛氏は前記太政官布告に對して時の埼玉縣令白根多助氏に左記建言書を奉呈し酒



造税法の改正と同時に同業者間に組合を組織し以て斯業の圓滿なる發達進歩を測らんことを懇願せり。

酒造税則御改正に付建言

本年三月太政官第二十六號御布告酒類税則御改正清酒は賣上げ代金の百分の十を收税し濁酒は廢税とあり然るに其廢税する所以の何たるを知らず抑も近來酒類に厚税を賦せらるゝは保護上より深き廟議ならん而して之れを舊來此の營業に従事したる實際經歷上に就きて考ふるに未だ廟議の下情を御洞察の及ばざる處あるに似たる歟依て清酒濁酒の利害と下情とを陳述して左に奉建言候

第一條 濁酒弊害

濁酒は清酒と同製同質のものにして清酒に幾分の「アルコール」の氣を含めば濁酒も同分の氣を含むものにして更に別あることなし加ふるに精製の濁酒と雖も必酸敗液を起す者にして酷寒中を除くの外長く之を貯ふること能はず僅かに日數を過せば必ず腐敗に至るものなり

第二條

濁酒は東京其他繁盛の市中には少き者にして地方村落は處として濁酒を醸さざるなく其醸すや概して不熟練にして濫製なる者十の七八に居れり其濫製なる者は必ず腐敗多きものなり其腐敗して酸味ある者は必ず牡蛎灰等を加へ以て酸味を消除す夫れ邊鄙僻邑の濁酒概ね斯の如し何んぞ健康を害ざらんや其害清酒と果して如何

第三條

清酒は免許あり鑑札あり造高鑑札あり又醸造中官の検査あり夫々罰例あり百般の手續を経て始めて賣却する者にして殊に厚税なるが故に自ら價も不廉に至る而して無税無手數自至自由の濁酒家として醸さざるはなく、酈として賣らざるはなし、飴や餅や栗や桃やに肩を並べて行はれ、甚しきに至ては三尺の里童も文久錢の二つ三つを得れば菓子を買ふか濁酒を飲むかと言ふに至る飽まで飲んで健康を害し風俗を紊すの徒を多くするに至るや必せり

第四條

濁酒は小器械を以て能く大なることを成し得る者にして醸造中季節最も長き者なり殊に濁酒を清まして清酒にしたるも素より清酒に製したるも決して



其區別判然たる者に非ず大いなるは清酒造屋、請賣酒屋にて醸す濁酒、小なるは飲食店菓子屋等にて醸す濁酒皆化して隠に清酒となり、ただ流布するや必せり濁酒は十五日間も経れば自ら清むものなり、何んぞ其清めるを汲まざるべけんや、何んぞ之を袋を以て漉さざるべけんや、是弊や傳染して將來は幾千萬人に至るを識る可らざるなり

#### 第五條

前數條の妨害あるものをして税を廢する時は厚税高價の清酒は彌々衰ひ無税廉價の濁酒は彌々盛なる勢に至らん爰に於て清酒に鴻税を賦せらるゝの美舉も却つて濁酒の無税なる爲めに其弊害を増進するの恐れあらんか濁酒に税を賦し罰例等をも儲けざる所以なり

#### 第六條 清酒の弊害

清酒も製造方法に於ては濁酒と同じ者と雖も炎暑に對することを第一とするが故に季節に後れず競つて精良品を醸すを旨とし米を吟味し器械を清淨にし且製造方法を鍛練することを緊要とす隨て其腐敗して臭氣を含める者は他の酒類に變製するを例とすると雖も其資金を償ふこと能はざるを以て或は彼の

牡蛎灰等を用て酸味を去り強て賣却するもの少しとせず且つ厚税なるが故に密造過造等の者又なきを保つ能はず其曖昧たる者を賣却するや價廉なるを以て衆人好んで之を買ふに至る此弊速かに防がざる可からず其弊を防ぐや製造人組合を立て正邪各々相督責し善惡互に相勸懲せしむべし之れ製造組合を儲けざるべからざる所以なり

#### 第七條

右條件の如く清酒濁酒甲乙互に相代用する者なれば甲を制せば乙興る之れ必然の勢にして共にすゝくして別にすべからず濁酒も賦税せざるべからず而して清濁共取締の實際に行届く方法を得ずんばあるべからず、取締の實際に行届く者は酒類製造組合條例御編制普く全國に御施行あるにあり、然らざれば酒類營業の者をして決して真正の理を盡することを得ざらしむる而已ならず人をして健康を害する太だ甚だしきに至るべし、其組合方法の如きは聊か愚考なきにもあらず御咨訊あらば他日具狀仕らん之實際踐行上より發見したる儀に候得共素より寒村不學の一商にして筆以て其言ふべきを盡す能はず一と度は慚愧黙止すると雖も存附き候儀を上申せざるも却て此業を營む者の所爲ならず



寧ろ不敬に涉るとも不忠の人たらずと敢て尊威を冒濤し縷々陳述し高識參考の萬一に供す誠恐誠惶頓首頓首

埼玉縣第十七區足立郡上生出塚村

明治八年十月七日

清濁酒製造人 栗林安兵衛印

埼玉縣令白根多助殿

斯くて翌明治九年に至り當局の指導の下に前記建言書提出者たる栗林安兵衛氏主唱となり岩槻町に本縣酒造家の大會を開催せしに山間交通不便の當業者を除き縣下を通じて大多數の出席者を見斯業に對し熱心に攻究協議の結果本縣を第一區より九區に分ちて以て縣下を統一的に連絡を取らんことを測れり翌十年本縣第三課よりの旨達により管内酒造人中便宜組合を設け總代を選擧すること左の如し。

第一番組

第一區 第二區 第三區 第四區 第五區 第二十區 第二十五區

第二番組

第六區 第七區 第八區 第九區

第三番組

第十區 第十一區 第十二區 第十三區

第四番組

第十五區 第十六區 第十七區

第五番組

第十八區(四番組へ聯合す) 第十九區(獨立組)

第六番組

第二十一區 第二十二區 第二十三區 第二十四區

各區總代人

第十七區 上生出塚村 栗林彌吉印

同 區 鴻巢宿 小林桑助

代 印 栗林彌吉印

第十四區 須加村 青木彦六郎印

同 區 行田町 鈴木文右衛門印

第十六區 埼玉村 湯本義憲



第十三區	副總代人 增田新兵衛 印
第十五區	羽生町 上林保兵衛 印
第十二區	南川原村 山河徳兵衛 印
第十一區	下手子林村 近藤高吉 印
同 區	騎西町 小森新八 印
第八區	淺岡員次 印
第十三區	栗橋宿 小林勘兵衛 印
同 區	南篠崎 廣瀬與平 印
第十八區	加須町 阿部豊吉 印
第二十三區	中分村 箕輪勇右衛門 印
同 區	戸田村 福本榮吉 印
第二十一區	倉田彌文治 印
第二十區	由野村 江原喜助 印
第二十三區	岩槻町 大島和助 印
	浦和町 田中藤兵衛 印

上記の如く全縣内を六組に分ち次の如き規約を設く。

第一條

舊縣内を分ちて六組とす組合表は別冊に掲ぐ

第二條

第一條の場合を以て一組中に正總代人一名を投票を以て選舉すべし副總代は從前行司を以て各一名を假りに充つべし總代人者在職滿一ヶ年を期とすべし但醸社協議之上繼續するも妨げなし

第三條



正副總代人旅費日當左の如し

縣内五里以上金八拾錢

滯在 金五拾錢

日歸 金貳拾五錢

但縣外旅行金八拾錢に金六拾錢を加ふ

因に當時に於ける本縣の行政區分左の如し。

- 一區草加宿 二區越ヶ谷 三區番近兎 四區大杉村 五區粕壁 六區清地
- 村 七區和戸村 八區栗橋 九區久喜町 十區騎西町 十一區加須町 十
- 二區不動岡 十三區羽生町 十四區行田町 十五區南川原 十六區埼玉村
- 十七區鴻巣 十八區桶川 十九區上尾 二十區岩槻町 二十一區大宮 二
- 十二區浦和 二十三區蕨 二十四區大門 全二十四區 酒造人數二百九十
- 九名

次で明治十一年十一月埼玉縣廳に於ては縣内酒造家栗林安兵衛、西山鐵五郎、近藤八郎、衛關川三平、鈴木仙右衛門、佐久間儀介、上林保三郎、佐藤元助の八名を召喚し酒造業取締に付き諮問し清水稅務課長を議長とし掛員三名番外となり三日

問廳堂に於て協議を重ね其の結果翌十二月前記八名の連名を以て左記協議大意書を提案せり。

酒造假組合協議大意

第一條

一、酒造家凡三十戸を一組とし組長三員置き一員宛酒造検査管巡回中隨行する者とす

但し營業者の位地遠近に因り戸數并長員等増減する者とす

第二條

一、組長は平素愛憎偏依なからしめ巡回隨行中は別て百事に意を注ぎ都て巡回官吏の指揮に隨ふべし

第三條

一、組長は隨行日數其他の儀其一組長申合の上巡回官吏に申告交番するは妨げなしとす

第四條

一、一組毎に委員六人を置き組長の申談しを受け組中の監査を要する者とす



但し組合戸數に因り人員増減あるべし

第五條

一、組長は其年十月より翌年九月まで一期の事を取扱ふ者とし委員は月數を以て屢々改選交番する者とす  
但し組長委員は一組中の投票を以て選舉すへし

第六條

一、組長は時宜により巡回吏に請求し他の組長と交番隨行することあるべし

第七條

一、委員は時宜により組長の申談しによらず自他の組合營業家へ突然監査に立入ることあるべし  
但し本條之場合に於て巡回官吏中組長へ可成的内報し置くべし

第八條

一、組合中に若し犯人ある時は其組合一般取締の廉を以て犯人を除くの外組合中より出金し之れを他に投ずる者とす  
但し組合の出金高并他に投ずる業の方法は申合の上決すべし

第九條

一、組合を設置せんと欲して集會を開くとも主任官一名出席を縣廳に請求すべし

第十條

一、前條々の如く決定したる上各連署し確固たる證書二通を調製し一通は官に納め一通は許可を得て組中に備ひ置く者とす  
右之通候也

明治十一年第十二月二十一日

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 第七區十小區本田村   | 近藤 八 郎 印    |
| 第三大區四小區扇町台宿 | 關 川 三 平 印   |
| 第二大區志木宿     | 西 山 鐵 五 郎 印 |
| 第九區久喜町      | 鈴木仙右衛門 印    |
| 第二十區與野宿     | 佐 久 間 義 介 印 |
| 第十三區羽生町     | 上 林 保 兵 衛 印 |
| 第十三區東川俣村    | 佐 藤 元 助 印   |



第十七區上生出塚村

栗林安兵衛

代理 彌

吉

埼玉縣令白根多助殿

翌十二年一月四日北埼玉郡不動岡なる私立英和學校今日の埼玉中學校に大會を開き縣當局より掛官の臨場を受け協議の結果左記の願書を當局に提出し同年一月十七日組合定規聞置濟となれり。

願書

先般酒造人總代の者御召喚御諮詢の末上申置き候に付尙私共集會協議を盡し別紙定規書及び組長并に委員姓名書之通り取究め候間此段進達仕候條御聞き置き被下度連署奉懇願候也

明治十二年一月十七日

鴻川組三十六名

騎西組二十五名

加岡組二十名

羽川組十二名

玉田組二十二名

計 百二十五名

右組々一同連署

埼玉縣令白根多助殿

酒造組合定規大意

情我縣令の厚意を奉戴し其旨を拜味するに吾輩酒造營業者に便益を増さしめ公益を興さしむるにあり。豈感佩せざるべけんや然り而して其便益と公利を得る各自弊風を棄て良法を擧ぐるにあり。其弊風を棄て良法を擧ぐるには同業協力せざるを得ず同業協力するには社を結ぶに如くなし其社を結ぶは先組合を設置すべきなり之れ小より大に迄ぼすの要路にして而も本年度より實施するも敢て難からざるものなればなり故に結社の方法は十二年度に譲りて組合設置の協議を盡し以て聊か縣令の厚志に酬ゆるの端と埼玉結社の緒を開へ定規を立る左の如し。

定規

第一條 酒造營業者の位置遠近に従ひ組々を分け組長三四員を置き一員宛酒造検査官の巡回中隨行するものとす

第二條 組長は平素愛憎偏依なからしめ巡回隨行中は別て百事に意を注ぎ都て検査官の指揮に従ふべし



第三條 組長は隨行日數其他の儀共其一組長申合の上巡回検査官に申告交番するの妨げなしとす

第四條 組中の便利の爲め組長に正副を分け正たるもの總括するものとす

第五條 一組毎に委員數人を置き組長の申談を受け其組中の監査を要するものとす

第六條 組長は其年十月より翌年九月まで一期の事務を取扱ふものとし委員は日數を屢々換選交番するものとす

但組長委員は一組中の投票を以て選舉すべし

第七條 組長は時宜により巡回検査官に請求し佗の組長と交番隨行することあるべし

第八條 委員は時宜により組長の申談爾によらず自他組合營業家に突然監査に立入ることあるべし

但本條の場合に於ては巡回検査官まで組長より可成的内報し置くべし

第九條 組合中に若し犯則人あるときは其組合一般不取締の廉を以て犯則者を除くの外組合中一戸毎に壹圓宛を出すものとす

但濁酒造の分は都て本條の半額を出すものとす

第十條 前條の出金は組長竝に當委員と協議の上相當の利子を得る處分を成し置き數組合の集會費に充るものとす

第十一條 組合村々に於て若無廻札にして清酒は勿論其他酒類を醸造蒸溜し賣却する者あるときは第九條の通たるべし

第十二條 組合に於て申合せ規則を設け置き該規則に悖るれば其輕重に因り相當の過怠金を出さしめ其組合の費用に充つるものとす

第十三條 組長は給料竝に旅費日當ある者とし其額は組々の適宜に因て定むるものとす

第十四條 委員は日數を以て交番するものなれば相互の義務たるを以て給料竝に旅費日當等はなきものとす

第十五條 委員當番たる者には組長より其證を渡し置くものとし委員の證調製方は組々の適宜とすると雖も可成的見易きを要す

第十六條 組合中の入費割は五分を醸造高に賦課し五分を面割として出金する者とす



第十七條 此定規は組々の衆議に因て何時にても改正するを得べし最も其更正する定規は官の許可を仰くものとす

第十八條 右決議の條々各自誓て確守すべき者なれば連署の書二通を調製して一通は官に納め許下の證を得五組中に藏置し不欺の保證に供するものとす

組々一同連署

之れ實に本縣に於ける組合組織の濫觴にして縣下各處に斯くの如き一地方を區域とせる小組合組織せられしならんも、竟畢徳川幕府の時代より明治年間に及びし酒造仲間の規模を擴張し併せて同業者相戒め相互に不正業者取締の制を嚴密にせし範圍に止まり従て其事業も未だ著しく積極的なりと云ふを得ず、今試に玉田組に關する記録の一端を記して以て參考の資とせん歟、玉田組とは即ち既に稍詳細に記載せる北埼玉郡忍町を中心とせる附近數ヶ村酒造家より成る酒造仲間の明治八年擴張改稱せられしものにして前記鴻川組、騎西組、加岡組、羽川組等と共に本縣下に於ける最初の組合なりとす。其の改稱前に於ける仲間の規定左の如し。

酒造人約定書

一 本年公布第二十六號を以御布告に相成候趣、欲願之儀に附左之通取極候事

第一則

一 諸入費出金方之儀當管内一般諸入總計高金貳百圓迄者造高半數、家並半數、金貳百圓以上之分は造高七分五厘、家並貳分五厘、右割合を以取立可申候、尤右割合之儀は今般限り之事

第二則

一 諸入費割合之儀以來入費高に不拘造高半數、家並半數を以取立可申候事、但臨時立替金之儀は願石百石滿造と百石割合百石以上二百石割合以上右に準ずべし

第三則

一 時々集會相觸定日集會之儀は午前十時限り出席可被成候、若定刻後に御出來之御方は金五拾錢遅刻料として差出し可申、不參之方は金壹圓不參料として差出可申事、但不參之人不參料並其日之入費割合とも請取總入費高へ差加へ差引可致事



尤會毎酒食に相用の入費は面割可爲事

第四則

一、會日に至り差支之筋有之仲間之人に頼置闕席不相成候尤自然差支之儀有之候節は前日其旨行司方へ御斷可被成候事

第五則

一、第一則に記載候金額割合之儀は此度限り外定則之儀は永々相用ひ候事  
右之條々取極候上は途中に而連切致度者は金拾圓爲購差出し可申事  
前書之通區内一統酒造人約定一決連印依而如件

明治八年九月二十五日

- 行田町 鈴木又右衛門印
- 同 文右衛門印
- 長野村 横田庄右衛門印
- 小見村 田口廣右衛門印
- 齊條村 松岡彦四郎印
- 荒木村 峯川富藏印

斯くて前述の如く明治十二年始めて同仲間は玉田組と改稱せられしも其事業に於ては酒造仲間時代と大差なく唯注意すべき點と見らるゝは前記酒造組合規定により組長の検査官吏に隨行巡回して同業者の取締に勉めし事なりとす然して組長委員の就任期は各一ヶ年にして明治十三年以降に於ける玉田組役員氏名左の如し。

明治十三年度一期(十月より翌年九月迄)

- 組長 鈴木文右衛門 副長 田口廣右衛門 委員 片山武兵衛 湯本義憲 新井徳

- 北岡 文次郎印
- 國島 源藏印
- 松村 定五郎印
- 須加村 青木新太郎印
- 上新郷村 新井原之助印
- 新井 久兵衛印
- 下新田村 尾城 林藏印
- 下長野村 大竹 佐兵衛印



治郎 青木計平

明治十四年度一期(十月より翌年九月迄)

組長小邑茂兵衛 副長増田定吉 委員川端清介 石川四郎右衛門 須永龜吉

松岡彦四郎

明治十六年度一期(十月より翌年九月迄)

組長鈴木文右衛門 副長川端清介 委員片山武兵衛 遠藤八藏 松岡彦四郎  
須永龜吉

組合事業としては殊に記録に残すべき程のことなく経過し明治十九年に至りて左の規約書なるものを議定せり。

酒造組合格約書

酒造税則の御發行以來營業上困難を覺ゆる事一にして足らず殊に近來の不景氣に際して動もすれば不幸倒産するなきを保せず此秋に當て安全業を營まんと欲するには同業組合を一層親密にし一致協力以て正確に業を營むにあり故に今般組合同業者の衆議に依り組合格約なるものを設く其目的左の如し。

一政府の筋より被達候諸規則は勿論左に記する處の規約は各自遵守すべき事

一組合中若も諸規則を犯し又は規約に違背する者を發見せし時は直に本人へ忠告し以犯罪人たらしむべからず萬一本人に於て其忠告を容れざる時は組長に申告し説諭を請ふべし

一組合得意先小賣酒屋の内無勘定の向は相互に報告し以損失を蒙らざる様致さざるべからず譬へば茲に一の小賣家あり從來甲酒造家の酒を賣捌き居たりしに其無勘定なるより甲酒造家に於ては嚴重に督促し爾後現金にあらざれば賣買をなさす然る時は其小賣者必らず乙酒造家へ轉ずるもの之しかるに乙酒造家に於ては甲家の始末をしらざるにより將來得意たらしめんとて精々安直に賣却せし上數度の取引中時に或は貸賣のなきにしもあらざるべし果して如此なるときは甲家の貸は到底取るべきの時機なきのみならず又遂に商道を閉塞せしむるものと言べし然り而して右等の小賣者は乙酒造家に對しても早晚必らず甲家同様の始末となるべきは言を待たずしかる時は又轉じて丙酒造家ノ至るもの如此轉々酒造家をして損失を蒙らしむる小賣者我々酒造家の一大害的に付最も注意豫防せざるべからず而して之が豫防たる相互に右等小賣者の氏名を報告し相互に其報告を得しときは其小賣



者に限り些少たり共貸賣をすべからざるは勿論價格も通常よりは安賣すべからざる事

一、新規營業せんと欲する人ありて税則第四條に依り連署を請わるときは其旨組長に申出べし組長に於ては之を組合中へ通報し以衆議の上其諾否を決勝すべし萬一其議なく連署せし人は組合を除名すべし

一、免許を得たる人にて他組より當組合へ加入せんと欲する人あるも前條の如く衆議の上其可否を決すべし

一、組合の集會は毎年一月十月の兩度とし而して一月の集會は新酒の相場を定め十月の集會は組長の更選及び酒造働人の給金を定むべし

一、組長の任期は酒造一期間とし毎年十月の集會に於て更選するものなり  
一、清酒半樽は一斗八升と定むべし

一、組合の廻章の留置き又は集會の當日不參遅刻等の事ありては甚不都合なるのみならず爲に同業者へ迷惑を掛くるものに付爾來右等の事ある時は左の料金を差出すべし

廻章留置 金參圓

集會の節無斷不參 金貳圓

同遅刻 金壹圓

一、往昔得意へ種々の名目を附して酒粕を配付せし事あるも税則御發行後は一切之を廢止候に付爾來酒粕を配付せし人は料料として金拾圓也差出すべき事

一、犯則者たる事は皆人の欲せざる處なりと雖も亦不注意より不知不知犯則に陥る人のなきを保せず萬一斯る事ありては本人の不幸は勿論組合全體の名譽を害する亦少々の事にあらず故に若も犯則に罹り候ときは組合へ名譽損害の料料として金貳拾圓差出し申すべし

一、免許を得たる人にて他組合より當組合へ加入せんとする人は入加金五圓差出すべし

一、前條々の保證金及料金は組合非常の事ありて特別の費用を要するにあらざれば其使用をなさず平常は組長に於て預り年一割の利子を付すべし入加金は其時々會費に充つるものとす

一、組合中事故ありて除名又は廢業するの人あるも保證金等の割戻しはなさざ



るべし右之通組合一統協議の上相定候に付ては相互に違背せざる様右に各自連署し以て其確認を證するもの也

明治十九年一月

- |      |         |        |
|------|---------|--------|
| 組長   | 長野村     | 横田庄右衛門 |
| 副組長  | 佐間村     | 川端清介   |
| 行田町  | 鈴木忠右衛門  |        |
| 代理   | 小邑茂兵衛   |        |
| 荒木村  | 北岡文次郎   |        |
| 同村   | 峯川富藏    |        |
| 濟條村  | 松岡彦四郎   |        |
| 埼玉村  | 石川四郎右衛門 |        |
| 同村   | 水谷清太郎   |        |
| 野村   | 遠藤八藏    |        |
| 屈巢村  | 片山武兵衛   |        |
| 上新郷村 | 須永龜吉    |        |

須加村 佐藤音吉

追加

- 一、規約第八項の酒粕配付の儀萬一止むを得ざる事故ある時は科料金の限りにあらず
  - 一、集會費は當日缺席の人へも割付なさしむべし
- 右追加確定候也

組合員一同連名

以上は徳川末葉より明治十九年に至る本縣下の一部に於ける仲間並びに組合に關して種々なる記録を總合して雜然記載せるものにして未だ以て充分其の真相を詳にするに足らずと雖も又以て幾分參考となすを得べき歟。要するに明治七八年頃より既に斯くの如き小組合各處に散在し本組合成立の一因をなせるものなりとす。

埼玉縣酒造組合の成立

明治二十三年三月四日より六日迄三日間東京市木挽町商工會議事堂に於て東京府、神奈川縣、新潟縣、埼玉縣、群馬縣、千葉縣、茨城縣、栃木縣、静岡縣、山梨縣、長野縣



宮城縣、福島縣、巖手縣、青森縣、山形縣、秋田縣、福井縣、石川縣、富山縣を區域とせる一府十九縣酒造家聯合會第一回總會の開催せらるゝに當り機運は刻々に進み酒造家の腦裡に一大警告を與へられ着々覺醒の域に達し同年三月三日總會開催せらるゝ前日江東中村樓に於て同業者大懇親會の催せらるゝや同席上に於て本縣より出席せる人々相議し本縣下に於ても統一的團體を組織して一府十九縣の同業者と共に本業進歩發達を計らんことを計畫するに到れるものにして本組合の組織は實に此の一府十九縣酒造家聯合大會に起因せるものなり本縣より同懇親會に出席せしは左の諸氏にして同日本業將來の方針を協議し併せて左の趣意書を發表するに至れり。

埼玉縣酒造家懇親會趣意書

今や氣運なる哉一府十九縣の酒造家は本月三日をトして東京江東中村樓に會し之れが團體を結合し本業將來の進路を定め社會に大に爲す所あらんとす此秋に當て我が縣下の團體を組織し一府十九縣の同業者と共に本業進歩の爲め之れが計畫をなすの必要ありと信ず余輩等不肖ながら發起人の衝に當り縣下同業者諸君の賛成を得て來る四月五

日を期し北足立郡大宮公園に會し懇親を厚ふし本業將來の方針を定めんとす諸君奮て參會せられんことを希望に堪へざるなり

來會人心得

- 一 懇親會事務所は北足立郡指扇村小山又八方に置く
- 一 準備の都合之れあるに依り來會人は本月三十日迄に必ず事務所へ報知あるべし
- 一 會日は四月五日午後一時
- 一 會場は北足立郡大宮公園
- 一 懇親會費は一名に付金七拾五錢
- 一 酒造業以外のものと雖も酒造業に關係あるものは員外として出席することを得べし但し會費は一名に付七拾五錢
- 一 會日に清酒の品評を致すべきに付有志者は凡四合入の瓶一本携帯あるべし

發起人

- 入間郡 川口布司太郎 横田宗五郎
- 幡羅郡 清水新七



比企郡 中山房五郎 近藤丈吉  
 榛澤郡 近藤宜次郎 中澤平右衛門 藤崎總兵衛 村松光造 山崎勝藏  
 秩父郡 矢尾利兵衛 阿佐美久吾 近藤傳十郎 飯野近藏 小鹿原順作 肥  
 土晴三郎 原菊藏 長澤平吉  
 大里郡 鈴木忠右衛門 長井茂吉  
 男衾郡 高荷徳首  
 賀美郡 岩片半兵衛  
 那珂郡 村山喜三郎  
 兒玉郡 久田圓藏 青木寅次郎 瀬川太郎右衛門  
 高麗郡 小林善吉  
 北足立郡 小山又八 栗林安兵衛 松谷正兵衛 内木金助  
 北埼玉郡 横田庄右衛門 小森久左衛門 清水富五郎 宇賀田清之助 田村  
 六兵衛 小山祖一郎 阿部徳藏 鈴木忠右衛門 巢瀬房吉  
 北葛飾郡 石井欣兵衛 竹内増兵衛 田中源太郎 關口式右衛門  
 南埼玉郡 荒井伊兵衛 鈴木仙右衛門 鈴木芳兵衛

出席者人名(イロハ順)

石川要介 西山鐵五郎 西村辨三 岡崎邦之助 小鹿原須作 川端清助 片  
 山徳松 川口布司太郎 笠原彌作 横田良介 横田善造 横田宗五郎 竹内  
 七郎 瀧澤常松 中澤平左衛門 名坂喜兵衛 名坂喜一 中山房五郎 村山  
 喜三郎 栗林安兵衛 矢尾利右衛門 山岸茂右衛門 古谷繁造 小林善吉  
 小泉三郎右衛門 近藤宜次郎 天羽喜兵衛 青木寅次郎 荒井伊兵衛 秋笹  
 重吉 酒井惣七 木内慎吉 宮内喜代七 宮川巳之助 澁谷金五郎 清水新  
 七 清水富五郎 久田圓藏 東山十三郎 廣田茂吉 關口式右衛門 杉山  
 吉 鈴木仙右衛門 鈴木忠右衛門

前記懇親會趣意書に依り同年四月五日北足立郡大宮公園に於て普く縣下同業者の懇親會を開き本縣下全般を通じて一大團體を組織せんことを議定し四月十五日日本縣收稅屬相良政勝氏に縣下酒造業者の調査を依頼し其れによりて確實なる同業者名簿を作り着々其歩を進め同年九月二十七日縣下同業者の總會を開き明治十二年に成立せる狭少なる區域に各別に存在せし組合を一致團結せしめ明治十九年二月布達の埼玉縣同業組合準則に基き新に酒造組合規約



を作り各組長總代となり連署の上明治二十三年十一月二十三日組合規約認可の申請をなし同年十二月二十七日日本縣知事(小松原英太郎閣下)の認可を受け茲に始めて埼玉縣酒造組合の組織を見るに到る今其の組合規約を掲げんに左の如し。

埼玉縣酒造組合規約

第一章

第一條 本組合は埼玉縣下に於て酒造稅則第二條の酒類製造營業者を以て組織す

第二條 本組合は埼玉縣酒造組合と稱す

第三條 本組合の事務を取扱ふ爲め本部支部の二種の事務所を置く其本部は北埼玉郡長野村五十八番地に置き支部は各便宜の地に置く  
但支部の名稱は其所在地名を付すべし

第四條 本組合の目的は各自營業上の方向を同ふし從來の弊風を矯正し以て左の條項を施行するものとす

一、釀造法改良の攻究

二、春秋二期に於て清酒其他の品評會を開くべきこと

三、販路の方法を改良すべきこと

四、造石高及現在酒の報告

五、各府縣同業者と氣脈を通し營業上百般の便益を圖るべきこと

第二章 役員

第五條 本組合に左の役員を置く

本部長 一名

本部長 一名

支部長 各支部に一名宛

支部副長 各支部に若干名

第六條 本部長は本組合の規約に依り本部百般の事務を總理し各支部を監督す

第七條 本部長は本部長を補佐し本部長事故あるときは其代理を爲すべし

第八條 支部長は支部の事務を處理するものとす

第九條 支部副長は支部長を佐け支部長事故あるときは其代理を爲すべし



第十條 本部の事務多端なるときは本部長の意見を以て臨時雇員を採用することあるべし

第十一條 本部正副長は組合總體の公選を以て之を定む

第十二條 支部正副長は其支部内の公選を以て之を定む

第十三條 本組合の役員は組合同盟中の營業人にして滿二十歳以上の男子たるべし尤も時宜に依り營業人にあらずと雖も營業者の家族にして適任の者と認むるときは前條の手續を以て薦任することあるべし

第十四條 本部正副長にして支部正副長を兼ね支部正副長にして本部正副長を兼ねることを得

第十五條 役員任期は各一ケ年とし毎年春期集會の時改選するものとする但滿期再選せらるゝことを得

第十六條 本部正副長は左の手當を給し支部正副長は各支部の適宜に任す

本部長 年額 金參拾圓

本部副長 同 金拾五圓

第十七條 事務打合せの爲め本部長に於て支部長を召集するときは旅費とし

て陸路一里に付金拾錢を本部より支給す

第十八條 本組合本部に於て押捺する處の印章は左の三個とす(略す)

### 第三章 集會

第十九條 集會を分ちて總會支部會臨時會の三とす

第二十條 總會は毎年四月十月の兩度に開會し第四條の項目及營業上に關する緊要事件を協議す且春期(四月)の開會に於ては前年度經費の精算及事務の要領を報告し其年度の經費を議定するものとする  
但學士又は本業の老練家を招聘し業務に關する事項を攻究することあるべし

第二十一條 支部會は各其支部の適宜に開會するものとする

但開會三日以前に本部へ通知するものとする

第二十二條 臨時會は臨時必要事件の起りたるとき本部長の意見を以て開會するか又は三支部以上の請求に依り開くものとする  
但此場合には役員のみ會するものとする

第二十三條 議案は總て本部長之を發す



第二十四條 會議は本部長を以て其議長とす但し本部長に於て議員中より議長を指定する事あるべし

第二十五條 會議の議決は可否の多數に依り之を定む可否同數なる時は議長の可否する處に依る

第四章 組合員進退

第二十六條 酒造税則第二條に關する營業を新規開業して本組合に加盟せんとするものは加盟證書一通を認め最寄支部へ差出し其支部の名簿へ記名調印すべし

第二十七條 本組合を退去せんとするものは其事由を詳記し其支部へ差出すべし此場合に於ては退去前に係る諸費は之を徴收するものとす

第二十八條 支部長は其支部内に加盟及退去者あるときは其都度名簿を加除し且本部へ通報すへし

第五章 經費

第二十九條 本組合一切の經費は各組合員の製造する酒類の石數に應じ賦課するものとす

但一石に付五厘より超過せざるものとす

第三十條 前條經費の賦課額は毎年春期總會に於て之を定む而して本部長は其費額内に於て事務施行を爲し若し剩餘あるときは翌年度の經費に充つるものとす

但臨時費は臨時會の議決を経て施行するものとす

第三十一條 經費徴收期は毎年五月と定む

但皆造以前に係る分は見込石數に依り徴收す

第三十二條 本組合に對し金員及物品を寄贈する者あるときは本部長は其領收證を交付し帳簿に登録して永く之を保存すべし

第六章 規約更正

第三十三條 本規約は組合員總會の決議に依り増減更正することを得

附則

本規約第四條第五項の場合に際し本組合の代表者若干名を擧ぐるときは左の手續に據るものとす

一 代表者を稱して常議員とし其選舉は組合員の公選を以て之を定む



但時宜に依り役員會を以て定むることあるべし  
一代表者には旅費給料を給せず單に日當を給す其額は一日金壹圓五拾錢と  
して本部より之を支給す 以上

次に當時に於ける組合員住所氏名を擧げんに左の如し

忍支部員

- 北埼玉郡忍町大字行田
- 同 郡長野村
- 同 郡荒木村大字荒木
- 同 郡同 村同字
- 同 郡新郷村大字上新郷
- 同 郡須加村大字須加
- 同 郡忍町大字佐間
- 同 郡埼玉村大字埼玉
- 同 郡屈巢村
- 羽川支部員

- 鈴木忠右衛門
- 横田庄右衛門
- 峯川潮之丞
- 北岡文次郎
- 須永 龜吉
- 佐藤 音吉
- 川端 清助
- 石川四郎右衛門
- 片山彦兵衛

- 北埼玉郡羽生町大字羽生
- 同 郡羽生町大字羽生
- 同 郡同町大字上羽生
- 同 郡川俣村大字川俣
- 同 郡大越村大字大越
- 同 郡羽生町大字羽生
- 同 郡三田ヶ谷村大字三田ヶ谷
- 同 郡村君村大字上村君
- 加岡支部員

- 巢ノ瀬房吉
- 中島貞次郎
- 田村六兵衛
- 佐藤 元助
- 高橋 時藏
- 村田佐兵衛
- 深井孝兵衛
- 阿部美喜次郎

- 北埼玉郡加須町大字加須
- 同 郡不動岡村大字不動岡
- 同 郡中手子林村
- 同 郡加須町大字加須
- 同 郡水深村大字下高柳
- 同 郡加須町大字久下

- 宇賀田清之助
- 岡 繁太郎
- 近藤 音吉
- 阿部 ウタ
- 田口 爲吉
- 河合新右衛門



北埼玉郡須影村大字下川崎  
同 郡大桑村大字南篠崎  
同 郡手子林村大字上手子林

騎西支部員

北埼玉郡鴻莖村大字芋莖  
同 郡騎西町大字騎西  
同 郡種足村大字戸室  
同 郡共和村大字新井  
同 郡種足村大字種足  
同 郡笠原村大字笠原  
同 郡騎西町大字騎西  
同 郡屋巢村  
同 郡共和村大字新井

支部未定

北足立郡新田村大字新兵衛新田

小室重四郎  
水澤萬五郎  
杉田源藏

小山租一郎  
小森久左衛門  
清水富五郎  
齋藤縫之助  
巢ノ瀬金太郎  
松谷庄右衛門  
淺岡綱五郎  
松谷已吉  
野原市太郎  
太田吉藏

同 郡鳩ヶ谷町大字鳩ヶ谷  
同 郡同 町同字  
同 郡大門村大字大門  
同 郡野田村大字大崎  
同 郡片柳村大字南中丸  
同 郡大宮町大字大宮  
同 郡風渡村大字風渡  
同 郡太田村大字西  
同 郡同 村大字吉羽  
同 郡同 村同字  
同 郡須賀村大字國納  
同 郡同 村大字和戸  
同 郡篠津村大字白岡  
同 郡同 村大字篠津  
同 郡同 村大字高岩

大越甚内總理代

堀切平三郎  
小谷太兵衛  
石川治右衛門  
淺子字八  
黒崎良平  
澁谷金兵衛  
小林權藏  
本澤忠右衛門  
折原梅吉  
新藤平右衛門  
日下部泰助  
奥貫久兵衛  
關根清次郎  
杉崎百之助  
大久保岩五郎



菖蒲支部員

南埼玉郡栢間村大字柴山枝郷  
 同 郡大山村大字荒井新田  
 同 郡平野村大字高蟲  
 同 郡小林村大字西小林  
 同 郡同 村同字  
 同 郡菖蒲町大字菖蒲  
 同 郡同 町同字  
 柏壁支部員  
 北葛飾郡幸松村大字桶籠  
 南埼玉郡新方村大字船渡  
 同 郡柏壁町  
 同 郡同 町  
 同 郡武里村大字市ノ割  
 支部未定

小山忠右衛門  
 江原 亥七  
 柳澤 亥七  
 牧 定之助  
 品田 六兵衛  
 田中 太助  
 平澤 松五郎  
 田中源太郎  
 佐藤 勘藏  
 松本 平兵衛  
 關根 福次郎  
 大熊 貞藏

南埼玉郡岩槻町大字岩槻

幸手支部員

北葛飾郡上高野村  
 同 郡同 村  
 同 郡櫻田村大字東大輪  
 同 郡幸手町大字幸手  
 同 郡櫻田村大字八甫  
 同 郡權現堂川村大字木立  
 同 郡行幸村大字千塚  
 杉戸支部員  
 北葛飾郡杉戸町大字清池  
 同 郡杉戸町大字杉戸  
 同 郡同 町同字  
 同 郡同 町大字倉松  
 同 郡堤郷村大字本郷

長谷部惣右衛門

竹内 増兵衛  
 石井 雄之助  
 新部 榮藏  
 熊本 友吉  
 田口 七藏  
 仙田 幸太郎  
 八代 由藏  
 關口式右衛門  
 内山 木六  
 内山 三藏  
 小山 九藏  
 岡田 嘉兵衛



中葛飾郡櫻井村大字椿  
同 郡川邊村大字中野

浦和支部員

北足立郡土合村大字西堀

同 郡三室村大字三室

同 郡同 村同字

同 郡同 村同字

同 郡大間木村大字大間木

同 郡同 村大字大牧

同 郡與野町大字與野

同 郡大久保村大字宿

鴻川支部員

北足立郡鴻巣町大字上生出塚

同 郡同 町同字

同 郡同 町大字鴻巣

白井松平

鈴木治兵衛

内木金助

石關小右衛門

飯野佐左衛門

笠原忠吉

原田兵右衛門

佐藤幸太郎

西宮原作

木内慎吉

栗林安兵衛

松谷正兵衛

藤原茂兵衛

同 郡中丸村大字深井  
同 郡加納村大字坂田  
同 郡大石村大字中分  
同 郡桶川町大字桶川  
同 郡同 町同字  
同 郡上平村大字上  
同 郡桶川町大字桶川  
同 郡川田谷村  
同 郡同 村  
同 郡中丸山村大字北本宿  
同 郡石戸村大字荒井  
同 郡同 村大字下石戸下  
同 郡常光村大字常光  
同 郡馬室村大字原馬室  
同 郡田間宮村大字宮前

小林榮助

長井作造

坪野恒次郎

吉澤安右衛門

吉澤利作

五十嵐作太郎

中島孫四郎

渡邊三藏

片山徳松

片山榮吉

山岸重藏

瀧澤新吉

田中久兵衛

玉井利吉

秋笹重吉



北埼玉郡吹上村大字大芦

上尾支部員

北足立郡指扇村大字指扇

同 郡上尾町大字上尾

同 郡同 町同字

同 郡同 町同字

同 郡上平村大字南

同 郡小室村

同 郡同 村

同 郡原市町

同 郡同 町

同 郡同 町

同 郡同 町

支部未定

北足立郡鳩ヶ谷町大字鳩ヶ谷

西木常吉

小山又八

笹川榮吉

岩野作藏

鈴木多七

品田仁一郎

小菅與吉

品田角三郎

吉澤藤平

八木要藏

八木吾作

野原市太郎

堀切平三郎

同 郡新田村大字新兵衛新田

同 郡鳩ヶ谷町大字鳩ヶ谷

同 郡大門村大字大門

同 郡野田村大字大崎

同 郡片柳村大字南中丸

同 郡大宮町大字大宮

同 郡風渡ノ村大字風渡

同 郡大砂土村大字大和田

同 郡同 村大字砂

同 郡同 村同字

同 郡同 村同字

同 郡深作村

同 郡同 村

同 郡東宮下村

同 郡膝子村

太田吉藏

小谷太兵衛

石川治右衛門

淺子宇八

黒崎良平

澁谷金兵衛

小林徳平

大瀧富吉

瀬田九郎左衛門

鈴木徳次郎

鈴木代吉

錢場賢輔

大瀧喜兵衛

佐藤彦市

大瀧多吉



北足立郡大宮町大字大宮  
同 郡上平村大字平塚

志木支部員

新座郡志木町

同 郡同 町

同 郡同 町

同 郡同 町

同 郡白子村大字下新倉

同 郡同 村同字

同 郡内間木村大字濱崎

同 郡膝折村大字溝沼

入間郡柳瀬村大字坂ノ下

同 郡水谷村大字水子

入高支部第一區

入間郡所澤町大字所澤

平井仁三郎

川田三平

西山鉄五郎

三上健次郎

佐藤又七

平野定吉

柳下平八

竹内作次郎

須田幸一郎

橋本丑太郎

佐藤馬太郎

芝本惣吉

名坂喜兵衛

同 郡松井村大字上安松

同 郡小手指村大字上新井

同 郡松井村大字下安松

同 郡久米村大字久米

入高支部第二區

入間郡豊岡町大字黒須

同 郡同 町大字扇屋町

同 郡豊岡町大字黒須

同 郡金子村大字根岸

同 郡奥富村大字上奥富

同 郡同 村大字下奥富

同 郡宮寺村大字宮寺

同 郡三ヶ島村大字林

同 郡藤澤村大字下藤澤

同 郡元狭山村大字二本木

内山仟三

北田伊太郎

小澤長之助

若月清助

山岸茂左衛門

關川三平

中村芳五郎

大島里吉

白井藤太郎

小山卯吉

五十嵐市十郎

笠原彌作

大島要助

加藤勘藏



入間郡奥富村大字下奥富  
 高麗郡水富村大字笹井  
 同 郡同 村大字上廣瀬  
     入高支部第三區  
 高麗郡霞ヶ關村大字笠幡  
 同 郡柏原村大字柏原  
 同 郡同 村同字  
 同 郡高萩村大字高萩  
 入間郡川越町大字川越  
 同 郡大田村豊田新田  
 同 郡田面澤村大字小ヶ谷  
     入高支部第四區  
 入間郡坂戸村大字坂田  
 同 郡同 村大字片柳  
 同 郡同 村大字上吉田

二七八  
 水澤新兵衛  
 畑中忠吉  
 大橋庄兵衛

小林善吉  
 鈴木仁作  
 松岡元三郎  
 飯野斧次郎  
 名坂喜兵衛  
 竹内榮吉  
 矢尾利右衛門  
 森田縫之助  
 沼久藏  
 横田善藏

同 郡入西村大字中里  
 同 郡同 村大字北淺羽  
     支部未定  
 入間郡田面澤村大字今成  
     越生支部員  
 入間郡越生町大字黒岩  
 同 郡同 町大字西和田  
 同 郡梅園村大字津久根  
 同 郡同 村大字小杉  
 同 郡同 村大字大満  
 同 郡毛呂村大字岩井  
 同 郡同 村大字長瀬  
 同 郡同 村大字毛呂本郷  
 同 郡同 村同字  
 同 郡越生町大字越生

宮崎喜代七  
 佐藤寅吉  
 栗原萬平

横田宗五郎  
 川口布司太郎  
 佐藤勝造  
 吉澤延藏  
 山崎安太郎  
 俵木吉平  
 小山熊吉  
 麻原善次郎  
 小山源兵衛  
 島野ツナ



比企、横見支部員

横見郡西吉見村大字長谷  
 同 郡北吉見村大字本澤  
 比企郡野本村大字柏崎  
 同 郡玉川村大字玉川  
 同 郡小川町大字小川  
 同 郡同 町同字  
 同 郡同 町同字  
 同 郡同 町同字  
 同 郡同 町大字西大塚  
 同 郡大河村大字腰越  
 同 郡同村大字飯田  
 同 郡龜井村大字熊井  
 同 郡七郷村大字古里  
 同 郡松山町大字松山

小川官十郎  
 河井新吉  
 利根川惣平  
 近藤重平  
 中山房五郎  
 瀧澤庄平  
 平松庄作  
 高橋角造  
 村山新左衛門  
 田畑平次郎  
 平山松藏  
 木南利七  
 飯島多四郎  
 小林作平

同 郡同 町同字  
 同 郡同 町同字  
 同 郡野本村大字今泉  
 同 郡菅谷村大字鎌形  
 同 郡同 村大字菅谷  
 同 郡大岡村大字岡郷  
 同 郡小見野村大字上小見野  
 同 郡同 村大字松永  
 同 郡中山村大字中山  
 同 郡宮前村大字平沼  
 同 郡唐子村大字上唐子  
 同 郡高坂村大字西本宿  
 同 郡福田村大字福田  
 同 郡大河村大字下古寺  
 同 郡三保谷村大字表

柳澤治三郎  
 小林新吉  
 小山龍太郎  
 根立源次郎  
 關根惣三郎  
 小林吉五郎  
 廣田茂市  
 小林幸吉  
 小野儀八  
 矢野奎太郎  
 神林佐平  
 佐藤利記造  
 神山九平  
 松岡祐右衛門  
 千原伊吉



熊谷支部員

大里郡熊谷町大字熊谷  
 同 郡同 町同字  
 同 郡同 町大字石原  
 同 郡同町同字  
 同 郡同 町同字  
 同 郡佐谷田村大字佐谷田  
 同 郡肥塚村  
 同 郡御正村大字三ツ木  
 同 郡同 村同字  
 同 郡吉岡村大字萬吉  
 同 郡同 村大字村岡  
 同 郡同 村同字  
 同 郡同 村大字青山  
 同 郡市田村大字下恩田

鈴木忠右衛門總理代

朧 勝 七  
 石岡 榮作  
 大野 多吉  
 竹越伊三郎  
 松崎金三郎  
 川島 新吉  
 長井 彌助  
 浦野 安藏  
 高橋 善平  
 飯泉 吉兵衛  
 長井 茂吉  
 長澤久右衛門  
 室岡 彌平  
 友竹 喜八

幡羅郡玉井村大字玉井

同 郡同 村同字  
 同 郡同村同字  
 同 郡同村大字久保島  
 同 郡同 村同字  
 同 郡奈良村大字上奈良  
 同 郡同 村大字下奈良  
 同 郡同 村同字  
 同 郡同 村同字  
 同 郡同 村大字奈良新田  
 同 郡同 村大字四方寺  
 同 郡妻沼村  
 同 郡同 村  
 同 郡三ヶ尻村大字三ヶ尻  
 同 郡妻沼村

鈴木 萬二  
 瀧澤 萬吉  
 清水 新七  
 瀧澤 慶助  
 瀧澤 佐太郎  
 龜田 源太郎  
 瀧澤 彌惣次  
 松村 文七  
 長谷川 ヨネ  
 山本 貞助  
 小出 幸太郎  
 出口 喜平  
 右同人支店  
 權田 榮五郎  
 佐藤 淺吉



男衾郡本畠村大字本田  
同郡同村同字  
同郡同村同字

深谷支部員

榛澤郡深谷町大字深谷  
同郡同町同字  
同郡同町同字  
同郡同町同字  
同郡同町同字  
同郡同町同字  
同郡岡部村大字宿根  
同郡花園村大字小前田  
同郡武川村大字田中  
同郡同村大字菅沼  
同郡同村大字瀨山

二八四  
高荷寛政  
本田ヨシ  
竹越傳次郎

藤橋藤八  
田中郁三郎  
石川康太郎  
今井清次郎  
石川徳兵衛  
佐藤久太郎  
北西久太郎  
茂田井勇藏  
近藤宣次郎  
和久井平八  
和久井喜平

同郡新會村大字新成  
同郡中瀨村  
同郡八基村大字横瀨  
幡羅郡別府村大字西別府  
同郡幡羅村大字東方

寄居支部員

榛澤郡寄居町大字寄居  
同郡同町同字  
同郡同町同字  
同郡同町同字  
同郡同町大字末野  
男衾郡男衾村大字今市  
同郡同村大字富田  
兒玉支部員  
兒玉郡兒玉町大字兒玉

宮澤泰助  
井上傳次郎  
丸山和吉  
角張寅吉  
山岸丈吉

中澤平左衛門  
瀧澤清平  
村松光造  
佐藤泰造  
山崎勝藏  
山田榮三郎  
吉田源之助  
青木富次郎



兒玉郡兒玉町大字兒玉  
 同 郡同 町同字  
 同 郡金屋村大字金屋  
 同 郡東兒玉村大字下兒玉  
 同 郡北泉村大字栗崎  
 同 郡藤田村大字牧西  
 同 郡藤田村大字鷯ノ森  
 同 郡同 村大字傍示堂  
 同 郡本庄町大字本庄  
 同 郡同 町同字  
 那珂郡大澤村大字獅俣  
 同 郡同 村同字  
 同 郡松久村大字古郡  
 賀美郡丹庄村大字植竹  
 同 郡神保原村大字石神

二八六  
 久田 圓藏  
 岩片 和七  
 金子 留吉  
 相澤 周藏  
 立石 貞次郎  
 瀬川 太郎左衛門  
 伊平 伊三吉  
 吉井 與吉  
 長谷 見萬平  
 近藤 獅藏  
 根岸 八郎治  
 横關 彌重郎  
 岩片 半平  
 高柳 八十松  
 布川 權平

同 郡賀美村大字勅使河原  
 榛澤郡榛澤村大字榛澤  
 同 郡同 村同字  
 同 郡同 村大字榛澤新田  
 同 郡本郷村大字本郷  
 小鹿野支部員  
 秩父郡小鹿野町大字小鹿野  
 同 郡同 町同字  
 同 郡同 町同字  
 同 郡同 町同字  
 同 郡同 町同字  
 同 郡同 町同字  
 同 郡同 町同字  
 同 郡長若村大字長留  
 同 郡同 村大字般若  
 同 郡下吉田村大字下吉田

二八七  
 村山 喜三郎  
 後藤 吉太郎  
 村松 榮太郎  
 木村 長太郎  
 佐藤 秀五郎  
 小鹿原 順作  
 原 菊藏  
 中澤 半重郎  
 中野 喜平次  
 五十嵐 サト  
 田村 半七  
 小出 源吉  
 林 留藏  
 引間 萬太郎



秩父郡下吉田村大字下吉田  
 同 郡同 村同字  
 同 郡同 村大字上吉田  
 同 郡同 村同字  
 同 郡同 村同字  
 同 郡同 村同字  
 同 郡三田川村大字三山  
 同 郡兩神村大字薄  
 同 郡同村大字小森  
 同 郡同 村大字薄  
 同 郡同 村同字  
 皆野支部員  
 秩父郡皆野村  
 同 郡日野澤村  
 同 郡樋口村大字野上下郷

肥土晴三郎  
 村田伴平  
 小松兼吉  
 和久井伊之助  
 女部田宅市  
 風間作次郎  
 南 龜三郎  
 長澤宗平  
 近藤傳十郎  
 小松梅吉  
 長澤宗平支店  
 飯野近藏  
 阿佐美久吾  
 楠 徳藏

同 郡野上村大字本野上  
 同 郡尾田蒔村大字蒔田  
 同 郡野上村大字本野上  
 同 郡國神村大字野卷  
 支部未定  
 秩父郡高篠村大字山田  
 同 郡原谷村大字大野原

高橋金藏  
 田村音吉  
 村田常吉  
 板橋與助  
 熊木格之助  
 萩原佐紋次

明治二十五年一月調査 本支部現職役員連名

本部長

北埼玉郡長野村

横田 貞介

本部副長兼常議員鴻川支部長

北足立郡鴻巣町大字上生出塚

栗林安兵衛

常議員兼上尾支部長

同 郡指扇村大字指扇

小山 又八



常議員兼久喜支部長

評議員兼騎西支部長

評議員兼杉戸支部長

評議員

評議員

評議員兼皆野支部副長

加岡支部長

南埼玉郡久喜町大字久喜本

荒井伊兵衛

北埼玉郡鴻莖村大字芋莖

小山祖一郎

北葛飾郡杉戸町大字青池

關口式右衛門

幡羅郡玉井村大字玉井

清水新七

兒玉郡兒玉町

青木寅次郎

秩父郡日野澤村

阿佐美久吾

北埼玉郡加須町大字加須

宇賀田清之助

同 郡騎西町大字騎西

騎西支部長

小森久左衛門

騎西支部副長

同 郡種足村大字戸室

清水富五郎

忍支部長

同 郡長野村

横田庄右衛門

羽川支部長

同 郡羽生町大字羽生

巢ノ瀬房吉

同 副長

同 郡村君村大字上村君

阿部美喜次郎

久喜支部長

南埼玉郡久喜町大字久喜新町

鈴木長兵衛

同 副長

同 郡小林村大字西小林

品田六兵衛

幸手支部長

北葛飾郡上高野村大字上高野

竹内増兵衛



粕壁支部長

浦和支部長

志木支部長

入高支部長

同 副長

同 副長

越生支部未定

比企横見支部長

北葛飾郡幸松村大字樋籠

田中源太郎

北足立郡土合村大字西堀

内木金助

新座郡志木町

西山鐵五郎

高麗郡霞ヶ關村大字笠幡

小林善吉

入間郡所澤町

名坂喜兵衛

同 郡豐岡町大字黒須

山岸茂左衛門

横見郡西吉見村大字長谷

小川官十郎

比企郡野本村大字柏崎

利根川惣平

同 郡玉川村大字玉川

近藤重平

同 郡小川町大字小川

瀧澤庄平

榛澤郡深谷町

藤橋藤八

同 郡寄居町

中澤平左衛門

大里郡吉岡村大字村岡

長井茂吉

同 郡熊谷町

鈴木忠右衛門總理代 拙 藤 七

兒玉郡兒玉町

同 副長

熊谷支部長

寄居支部長

深谷支部長

同 副長

同 副長

同 副長



兒玉支部長

同 副 長

同 副 長

皆野支部長

小鹿野支部長

同 副 長

退職役員連名

元本部副長

元評議員

元忍支部長

二九四  
久田 圓藏

兒玉郡藤田村大字牧西

瀬川 太郎左衛門

賀美郡賀美村大字勅使河原

村山 喜三郎

秩父郡皆野村

飯野 大藏

同 郡小鹿野町

小鹿原 順作

同 郡下吉田村

肥土 晴三郎

中山 房五郎

中澤 平左衛門

鈴木 忠右衛門

元羽川支部長

元兒玉支部長

元菖蒲支部長

元羽川支部副長

同

田村 六兵衛

青木 寅次郎

小山 忠右衛門

中島 貞次郎

村田 佐兵衛

明治初年の頃よりして一部有志の間に於て熱心に主張せられたる組合の組織は幾多の障害と十数年の年月を経て茲に完成せられたりと雖も未だ全縣下同業者を悉く網羅するに到らず尙組合員中に於ても或は個人とし又は一支部員擧げて脱退せんとする等の事ありて基礎全く安定せざるの状態にありしも其間毎歲春期に品評會を開催して酒質の改善を測り或は營業に關する規定を設けて以て販路の擴張を測り不正業者を取締り更に進んでは外、一府十九縣酒造聯合會全國酒造家大會と相提携し税法の改正増税反對運動等に極力奔走盡力して組合協同一致の力を藉るにあらざれば到底個人の力能く企及し能ざることを普く感知せしめしにより先きに脱退せんとせし者未だ加盟せざりし者等



相次いで加盟するに至り組合の基礎愈々鞏固となるに至りし際明治三十一年十二月法律第二十三號を以て酒造税法改正せらるに當り同規則第四十條に於て組合設立を規定せられ三十二年七月勅令第三百四十號を以て酒造組合規則制定せられしにより同年九月二十七日北足立郡大宮町氷川公園内西角井方に既設組合の役員及有志者相會し從來の組合の組織及契約書を改め新法による組合の組織及契約書作成之件を議定し翌三十三年三月十五日認可の申請をなし同年三月十七日縣知事の認可を得たり今新法に依る組合の契約書及組合役員の氏名を擧げんに左の如し

埼玉縣酒造組合契約書

第一章 總 則

- 第一條 本組合は埼玉縣酒造組合と稱す
- 第二條 本組合は埼玉縣内を一地區とし更に各稅務署管轄内に支部を置く
- 第三條 本組合の事務を取扱ふ爲めに本部支部二種の事務所を置く其本部は埼玉縣何郡何町何番地に置き支部は各便宜の地に置く

第二章 組合の事業

第四條 本組合は各自營業上の方向を同ふし從來の弊風を矯正し左の事項を施行するものとす

- 一、釀造法改良の攻究
- 二、春期に於て酒類其他釀造上の品評會を開くこと
- 三、販賣の方法を改良すること
- 四、造石高現在酒の報告
- 五、釀造に關して官廳の諮問に應答すること
- 六、各府縣の組合と氣脈を通し數府縣若くは全國組合聯合大會を組織し協同の力を以て互に需要供給の程度を講じ或は其製品の海外輸出を開始する等大に自他の廣益を企圖すること

第三章 役員選任及權限

第五條 本組合は諸般の事務を處理するため左の役員及事務員を置く

組合長	一名	副組合長	一名
評議員	三十名	支部長	九名
副支部長	若干名	書記	一名



## 雇員 若干名

第六條 本組合の役員は同盟者中の營業人にして満二十歳以上の男子たるべし

但營業人に非ずと雖も營業者の家族にして適任の者と認むるときは第七條の手續に依り薦任することあるべし

第七條 本組合は組合總會に於て正副組合長を選舉し支部總會に於て正副支部長及評議員を選舉するものとす

第八條 評議員の定數は一支部毎に一名以上五名以下とす

第九條 正副組合長及評議員の任期は三ヶ年とし満期再選せらるゝ事を得

第十條 選舉は投票の多數を以て當選とす若し同數なるときは年長者を取り同年なるときは抽籤を以て之を定む

第十一條 正副組合長の選舉を終りたるときは組合本部より直ちに其當選人及支部長を経由して組合員一般へ告知するものとす

第十二條 正副支部長及評議員の選舉は各支部に於て之を行ひ支部長より其當選者及組合長に報告するものとす

第十三條 役員の當選者は左の事項に該當するに非ざれば辭することを得す

一 疾病に罹り任務に堪えざる者

二 三ヶ年以上組合の役員を任續したる者

第十四條 正副組合長及支部長に缺員あるときは直に補缺選舉を行ひ其任期は前任者就職の時より起算す

第十五條 評議員は三分の一以上缺員を生じたるとき又は組合長及支部長に於て必要と認むるときは補缺選舉を行ふものとす

第十六條 書記雇員は本部に於ては組合長支部に於ては支部長之を任免す

第十七條 組合長は組合を代表し諸般の事務を統轄し違約者あるときは役員會の議決を以て之を處分す

第十八條 副組合長は組合長を補翼し組合長事故あるときは之を代理し且會計主任となりて收入支出の事務を掌るものとす

第十九條 評議員は組合員を代表し組合諸般の事項を議決するものとす

第二十條 支部長は部内を代表し支部に於ける諸般の事務を處理す其項目左の如し



- 一 部内負擔金額取立に關する件
- 二 部内營業上取締に關する件
- 三 組合長より特に分任する事項
- 第二十一條 副支部長は支部長を輔佐し支部長事故あるときは之を代理し且會計主任となり收入支出の事務を掌るものとす
- 第二十二條 書記雇員は役員に屬し庶務に従事す

#### 第四章 會議

- 第二十三條 集會を分つて定時總會臨時總會役員會及支部會の四種とす
- 第二十四條 定時總會は毎年四月之を開き第二章第四條の項目及營業上に關する緊要事件を協議し且本年度の經費を議定するものとす
- 第二十五條 臨時總會は組合長に於て必用と認め又は評議員三分の一以上の同意を以て請求ありたるとき之を開く
- 第二十六條 役員會及支部會は隨時必要に應じ之を開く  
但役員會に於て決行すべき事項左の如し
- 一 經費の豫算案を編成し決算報告書を作る事

二 豫算の項目を流用し及豫算外緊急必要を生じたる時之が收支を定むる事  
三 前二項の外必要の事項

第二十七條 支部會に於ては正副支部長並に評議員の撰擧及支部に屬する經費の豫算並に收支の決算其他必用の事項を議決するものとす

第二十八條 會議の場所及日時は少くも七日以前に組合長又は支部長より通告するものとす

但急施を要するときは此期間を短縮する事を得

第二十九條 總會役員會は組合長を以て議長とし組合長事故あるときは副組合長之に任じ副組合長事故あるときは會員の互撰を以て臨時議長を定む

第三十條 支部會は支部長を以て議長とし支部長事故あるときは會員の互撰を以て臨時議長を定む

第三十一條 總會及支部會は總數の三分の一以上役員會は半數以上出席するに非ざれば會議を開き議決する事を得ず

但同一の議事にして開會再回に至るも尙其數に満たざるときは出席員の多數説を以て評決することを得



第三十二條 總會又は支部會に出席する事能はざるときは同業者中又は適當の者に代理せしむることを得ると雖評議員の代理は必ず他の評議員に限るものとす

但代理者を出すときは必ず委任状を提供すべし

第三十三條 此章に規定せる會議に對し特別の利害關係を有するものは都て其會議に加はることを得ず

第三十四條 會議は議事録を製し決議の顛末出席員の氏名を記録し議長及出席員二名以上之に署名捺印するものとす

第三十五條 會議は時宜に由り正式を略し相談會と爲すことあるべし

第三十六條 議事細則は別に之を設けず議長の整理に任ず

第五章 組合經費の負擔及其取立方法

第三十七條 組合經費の負擔及取立方は左の方法に依る

一、組合經費の會計は該年四月より翌年三月に至る一周年度とす

二、經費は組合員の製造する石數に應じ賦課するものとす

但皆造に至らざるものは見込石高に依る

三、經費は五月三十日以内に各支部に通知書を發し六月三十日限り之を取立るものとす

第三十八條 負擔金額を淹滞せしときは各支部に對し催告狀を發し壹通に付金參錢の手數料を取立るものとす

但里程壹里以上に及ぶときは毎壹里に付金七錢に増加せしむべし各支部に於て淹滞者あるときは本條の規定に依るべし

第三十九條 負擔金額の淹滞三十日以上に及ぶときは組合長の名を以て公裁を仰ぐものとす

第四十條 經費は組合長より支部長へ通知書を發し支部長は之を取立て組合長に送附するものとす

第四十一條 本組合の通常經費支出の目は左の如し

- 一、事務所費
- 二、報酬給料旅費日當
- 三、會議費
- 四、組合聯合會費
- 五、諸雜費

第六章 營業に關する取締



第四十二條 組合員にして隠蔽密造等不正行爲をなしたるものを發見したるときは假借なく其旨組合長へ密告すべし組合長は密告を受くると同時に速に調査を爲し事實相違なきときは直に本人に向て改悛の勸告を爲す本人若し改悛せざるときは其旨直に稅務署へ申告するものとす

第四十三條 組合員にして犯則をなし罰金等の處分を受けたるときは犯則の情況に依り其罰金の三分一以下の金額を過怠金として組合へ徵收するものとす若し徵收に應ぜざるときは組合長は組合を代表して公裁を仰ぐものとす但過怠金額は役員會の決議を以て之を定む

第七章 組合契約違反者處分方法

第四十四條 組合員の契約其他組合員の協定せし條項に違反したるときは役員會又は總會の決議により拾圓以上百圓以下の違約金を徵收す若し應ぜざるときは組合長は組合を代表して公裁を仰ぐものとす

第四十五條 役員にして違約處分を受けたる者は直に其職務を停止し爾後尙三ヶ年間役員となる權能なきものとす

第四十六條 過怠金違約金を徵收したるときは組合の經費に充つるものとす

第八章 契約書變更に關する手續

第四十七條 本契約の加除は總會の決議に依る

第九章 組合に於ける造石稅擔保に關する決議方法並に施行規則第三十一條第一

項の通知を受けたるときの處分方法

第四十八條 酒造稅法第十四條第四項に依り納稅擔保するときは組合總會に於て議決し組合長の名を以て提出するものとす

第四十九條 酒造稅法施行規則第三十一條第一項の通知を受けたるときは組合員は連帶責任なるを以て其金額を二等分し一分は營業場數に一分は査定石高に賦課徵收し完納するものとす

第十章 組合員進退

第五十條 本縣下に於て酒類の製造を營まんとするものは支部長を經由し組合長に加盟届を爲し契約書に記名調印するものとす

第五十一條 組合員にして廢業又は區域外に轉居するときは其理由を記し支部長を經由して組合長に届出づべし



但此場合に於て經費の未納に係る分は之を取立て其既納に係る分は之を還付せず

第五十二條 本部及支部には組合員名簿を備へ其異動は必ず加除すべし

第十一章 雜 則

第五十三條 他府縣交渉の事務は本部役員を以て之に充つ

第五十四條 本組合の公文は組合長の名を用ひ支部に屬するものは支部長の名を署し役印及組合の印章を押捺するものとす其組合の印章は左の三個とす(略す)

第五十五條 本組合員は組合本部より交附したる證牌を店頭に掲ぐべし

第五十六條 役員は其怠慢に依り本組合に損害を被らしめたるときは其賠償の責に任ずべし

第五十七條 本組合員は營業に關する諸帳簿の調製及書式を一定すべし

第五十八條 本組合は職工雇人に關する從來の弊習を矯正し其使用の手續を一定すべし

第五十九條 正副組合長の報酬金額は總會に於て之を定め正副支部長の報酬

は支部總會に於て之を定むるものとす

第六十條 役員の旅費日當及事務員の給料旅費日當は別に之を定む

第六十一條 組合聯合會を開設せんとするときは更に其組織に關する規約を締結するものとす

組合役員氏名

本 部

組 合 長

西山 鐵五郎

副 組 合 長

小山 祖一郎

北 足 立 支 部

支 部 長

小山 又 八

副 支 部 長

内 木 金 助

同

石川 元之輔

評 議 員

松居 正兵衛

同

木 内 慎 吉

同

澁谷 金兵衛



評議員

入間支部

支部長

副支部長

評議員

同

同

同

同

比企支部

支部長

副支部長

同

評議員

三〇八

五十嵐作太郎

三上健次郎

小林善吉

大島里吉

井上太平

關川三平

山岸茂助

小山能吉

竹内榮吉

近藤重平

小林太郎平

瀧澤常吉

中山房五郎

同

秩父支部

支部長

副支部長

評議員

同

同

同

兒玉支部

支部長

副支部長

評議員

同

同

大里支部

小山龍太郎

矢尾喜兵衛

阿佐美久吾

肥土晴三郎

熊木格之助

近藤傳十郎

高野友次郎

青木雄太郎

村山喜三郎

久田捨次郎

岸片和七

長谷見萬平

三〇九







を作成し縣下一般酒類製造業者は何れも本組合員とし舊規約に於て副支部長若干名とありしを九名に限定し役員任期三ヶ年なりしを四ヶ年と改正し其他二三の増補削除改正をなし三十八年三月三十日知事の認可を得たり茲に於て全縣酒類製造業者を悉く網羅せる法人組織の組合となり基礎全く確定し内外多方面に活躍し以て今日に至れり組合の事業効績に就ては更に項目を設けて別に記載することとし斯く安全鞏固なる組合の成立を見るに至りし迄に於ける組合役員及組合員の進退に關し以下少しく記載せんに明治二十三年本組合成立後に於ける最初の役員氏名左の如し

本部 長

横田 良介

本部 副長

中山房五郎

評議員兼鴻川支部長

栗林安兵衛

評議員兼上尾支部長

小山 又八

評議員兼久喜支部長

荒井伊兵衛

評議員兼騎西支部長

小山祖一郎

評議員兼杉戸支部長

關口式右衛門

評議員

清水 新七

評議員

清水寅次郎

評議員

中澤平左衛門

評議員兼皆野支部副長

阿佐美 久吾

加岡支部長

宇賀田清三郎

騎西支部長

小森久左衛門

同 支部副長

清水富五郎

忍支部長

鈴木忠右衛門

羽川支部長

田村六兵衛

同 支部副長

中島貞次郎

同

村田佐兵衛

久喜支部副長

鈴木長兵衛

葛蒲支部長

小山忠右衛門

同 支部副長

品田六兵衛

幸手支部長

竹内増兵衛



粕壁支部長  
 浦和支部長  
 志木支部長  
 入高支部長  
 同 支部副長  
 同 支部副長  
 比企横見支部長  
 同 支部副長  
 同 支部副長  
 深谷支部長  
 寄居支部長  
 熊谷支部長  
 同 支部副長鈴木忠右衛門總理代  
 兒玉支部長  
 同 支部副長

三二四  
 田中源太郎  
 内木金助  
 西山鐵五郎  
 小林善吉  
 名坂喜兵衛  
 山岸茂左衛門  
 小川官十郎  
 利根川惣平  
 瀧澤庄平  
 藤橋藤八  
 中澤平左衛門  
 長井茂吉  
 舩藤七  
 青木寅次郎  
 瀬川太郎左衛門

同 支部副長  
 皆野支部長  
 小鹿野支部長  
 同 支部副長

村山喜三郎  
 飯野大藏  
 小鹿原順作  
 肥土晴三郎

然るに二十五年五月中山房五郎氏組合本部副長を辭せし爲同年六月栗林安兵衛氏之に代り其他評議員平澤半左衛門、忍支部長鈴木忠右衛門、羽川支部長田村六兵衛、同支部副長中島貞次郎、同村田佐兵衛、兒玉支部長青木寅次郎、菖蒲支部長小山忠右衛門の諸氏夫々退職し忍支部長横田庄右衛門、羽川支部長巢ノ瀬房吉、同支部副長阿部美喜次郎、兒玉支部長久田圓藏、菖蒲支部長平澤松五郎の諸氏其の後任となる明治二十六年に熊谷、深谷、浦和、羽川等の各支部を始め兒玉、榛澤、高麗、入間郡の一部の支部員間に動搖を來し熊谷、羽川、深谷、浦和の各支部に於ては支部員全部退去せんとするの氣勢を示せり當時に於ける退去組及不加盟者の主なる者左の如し。

熊谷支部 長井茂吉、舩藤七、清水新七、深谷支部 藤橋藤八、田中郁三郎、北西久二次郎、羽川支部 巢ノ瀬房吉、佐藤元助、中島貞次郎、浦和支部 内木金



助瀬田九郎左衛門、飯野佐左衛門、入高支部、小林善吉、竹内榮吉、兒玉支部、瀨川太郎左衛門、伊平伊之吉、長谷見萬平、以上退去組

北足立郡 小山傳藏、平田嘉吉、淺古半兵衛、石川健次郎、石川三右衛門、南埼玉

郡 石川權兵衛、鈴木芳兵衛、田中忠吉、北葛飾郡 山崎雲吉郎、酒井七五郎、島

根八十八、秩父郡 矢尾利兵衛、長谷金吉、板橋與助、高麗郡 井上太平、内沼

又平、竹内寅吉、内野重右衛門、後藤平松、水村榮輔、阿部寅藏、以上不加盟者

之れ等退去者並に不加盟者の加盟勧告に關して二十六年五月一日北足立郡

浦和町停車場前伊勢屋に於て横田本部長、栗林本部長、評議員小山又八、小山祖

一郎、荒井伊兵衛、青木寅次郎、阿佐美久吾の諸氏相會して留任勧告並びに不加盟

者に對する加入勧誘の方法を協議し一方又縣廳に之れ等退去者並に不加盟者

に對し加盟勧誘を依頼する等百方奔走盡力して漸く退去を思ひ止まらしむる

に到れり翌明治二十七年四月役員改選の結果左記の諸氏當選す。

横田 貞介

本部 長

本部 副長

常 議 員

小山 祖一郎

荒井 伊兵衛

清水 新七

山岸 茂左衛門

中山 房五郎

藤 橋 藤八

青木 寅次郎

同 同 同 同 同 同 同

同年八月本部長栗林安兵衛氏事故退職の故を以て同年九月小山祖一郎氏  
本部長となる(栗林安兵衛氏の組合創立に對する功績並びに常議員本部長  
としての功勞絶大なりしを以て明治二十九年組合本部より謝功狀を贈呈せり)  
二十九年十月二十六日秩父、大里二郡に於て不加盟者及退去者矢尾利兵衛、藤崎  
總兵衛、肥土晴三郎、木村長太郎、原菊藏、村松榮太郎、相澤元吉の諸氏に對し加盟勸  
誘をなせり尙當時入間郡に於ても多數の不加盟者ありしも同支部長以下支部  
員の熱心なる奔走盡力の結果殆んど全部加盟するに至れり次て翌三十年四月  
本部長以下常議員支部長の改選をなし左記の諸氏新に當選さるゝに至れり。







- 寄居支部長 藤崎總兵衛
- 深谷支部長 藤橋 藤 八
- 同 支部副長 田中藤左衛門
- 本庄支部長 村山喜三郎
- 同 支部副長 長谷見萬平
- 兒玉支部長 久田捨四郎
- 同 支部副長 青木雄太郎

同時に組合事務所を北埼玉郡長野村より北足立郡志木町百六十一番地に移轉す

斯くて組合の基礎次第に鞏固の度を加へ且つ其事業に對する効果愈々顯著となるや兒玉大里北足立の諸郡に於ける不加盟者も陸續として加盟するに至り遂に明治三十三年勅令新法に依る組合を組織し次て三十八年三月更に法人組織の組合となり全縣酒類業者を悉く網羅するに至りしこと前述の如し同年副組合長小山祖一郎氏辭任せしを以て小山又八氏之に代り四十二年同氏事故退職の故を以て北岡文次郎氏副組合長となり越えて大正五年四月明治三十年四

月就任以來改選期委に再選し十八年間一日の如く組合長の要職にありて専心英意本組合の爲に盡力せし西山鐵五郎氏滿期退職せるを以て正副組合長改選の結果組合長として北岡文次郎氏副組合長に秋笹重吉氏當選し爾來引續き其職に在り献身的努力を以て組合の爲に盡瘁し其事業をして益々積極的に活躍せしめ今日に至れり

大正五年四月改選後に於ける役員氏名左の如し。

- |             |           |
|-------------|-----------|
| 組 合 長       | 北岡文次郎     |
| 副 組 合 長     | 秋 笹 重 吉   |
| 北 埼 玉 支 部 長 | 川 端 清 助   |
| 同 副 支 部 長   | 清 水 富 五 郎 |
| 北 足 立 支 部 長 | 秋 笹 重 吉   |
| 同 副 支 部 長   | 玉 井 利 吉   |
| 比 企 支 部 長   | 近 藤 丈 吉   |
| 同 副 支 部 長   | 小 林 太 一 郎 |
| 入 間 支 部 長   | 名 坂 喜 兵 衛 |



同副支部長  
南埼玉北葛飾支部長  
大里兒玉支部長  
同副支部長  
同  
秩父支部長  
評議員  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同

三三二  
小林善吉  
田中源太郎  
長井茂吉  
鈴木忠右衛門  
村山眞作  
肥土晴三郎  
横田庄右衛門  
田村六兵衛  
阿部正三  
小森久左衛門  
木南清次郎  
八木磯吉  
三上權兵衛  
内木讓一  
大瀧榮太郎

同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同

中山房五郎  
小山龍太郎  
小林善吉  
竹内榮吉  
佐藤馬太郎  
井上太平  
小山能吉  
平澤榮藏  
坂井喜平  
竹内増兵衛  
關口式右衛門  
藤橋藤三郎  
長谷見寅吉  
久田捨次郎  
相澤元吉



田中藤左衛門

北西貫一

清水録平

同 同 同

### 酒造改良

酒類製造業は本邦重要産業の一にして且つ其造石高の多寡は國家歳入の消長に盡大の關係を有し之を産業改良の上より見るも税原涵養の上より考ふるにも果又國民衛生上よりするも之が改善發達は一日も忽緒に附すべからざるの事業たり本組合夙に茲に見る處ありて既に組合組織の當初に於て醸造改良を以て組合の主要目的の一つとして宣傳せるは誠に卓越の見なりと云ふべし然りと雖も酒造の技たるや甚だ複雑微妙の作用を有するものにして之が改善發達は一朝一夕の業たらざるなり。開放的設備の下にありて常に天然の氣候に左右せられながら適順なる糖化酸酵等の化學的作用を營ましむることの困難なる事は言を俟ざるなり。

之がために其改良は兎角停滞し現狀に甘じ易き状態にあるものなるも本組

合員中荒井伊兵衛。中山房五郎。清水新七。等の諸氏は萬障を排し天下に卒先して之が改良を測り荒井氏の如きは既に組合組織前より斯業の改良發達のために盡瘁せるは天下周知の事實にして寒暖計の使用醪掛け法荒井氏五掛け法等の發明は獨り本縣の誇りたるのみならず又以て全國酒造改良の範として同氏が斯業に貢獻せるの功積の偉大なる事は擧げて數ふべからざるなり。且つ同氏は明治三十四年三月清水。中山氏等と共に縣内外の有志を糾合し荒井醸友會なるものを組織し會員相會して醸造技術上の意見の交換を行ひ或は製成酒の喇酒をなして其優劣を判し其他醸造上百般の事項を研究するの機關を設立せり今其の會則を擧んに左の如し。

#### 荒井醸友會々則

- 第一條 本會は荒井醸友會と名稱す
- 第二條 本會は清酒醸造の改良發達を以て目的とす
- 第二條 本會を東京に置く
- 第四條 本會は醸酒の業務に従事する者を以て組織す
- 第五條 本會に左の役員を置く



會長 一名 幹事 若干名

第六條 會長は總會の推薦に依り幹事は會長の指名に依て選舉す

第七條 役員は二ヶ年毎に改選す

第八條 本會は毎春秋二季を以て開會す

春季會 三月二十九日三十日の二日間

秋季會 十一月一日二日の二日間

第九條 本會々員たらんとする者は會員の紹介に依て入會することを得  
退會せんとする者は豫め本會に届出へし

第十條 會員を分て左の三種とす

一、名譽會員

二、甲會員 醸造主

三、乙會員 杜氏其他

第十一條 名譽會員は總會の推薦に依て入會す

第十二條 甲會員は入會金五圓を納むべし乙會員は入會金を要せず

第十三條 會費は毎回實費に據り甲會員一般より徴收す

第十四條 本會々則は總會に非らざれば改正することを得す

既記會則の下に組織せられたる醸友會は荒井伊兵衛氏を中心として清水新七。渡邊大平(群馬縣)中山房五郎。相澤子之吉。青木文次郎。鈴木清一郎。山本勝藏。小口寅藏。失峠善吉。中村榮吉。關谷善八。出井熊藏。澁木鷹藏。小山新七。秋山寅吉。阿部正三。小林榮太郎。木内儀三郎。(長野縣)齒黒貞吉(福原貞之助)千葉縣渡邊平次(千葉縣)等の諸氏に依り改良研究せられたり。

先輩荒井氏に次ぎ清水中山の諸氏又極力發達改善のために勉め清水新七氏は自個酒造場内に種々なる化學實驗用の設備をなし學者技術家を聘し學理を考究し之を實際に適應し遂に明治四十四年三月十二日大里兒玉支部の事業として自個酒造場内に熊谷清酒釀造試験所なるものを設置するに到たり今同試験所設立開場の當時の概況を記せんに左の如し。

埼玉縣大里兒玉兩郡酒造家は清酒釀造の改善に就き井上熊谷稅務署長の熱心なる獎勵の下に清酒釀造試験場を大里郡玉井村大字玉井酒造家清水新七方に設立し同年三月十二日午後一時より其開場式を舉行せられたり式は酒祖の祭典に始まり官幣中社金鑽宮司外四名の神職之を司り式場周圍は黑白段々の



幔幕を張り中央に莊重なる祭壇を設け官司の謹嚴なる祝詞あり參列者一同玉串を捧げたる後酒造組合大里兒玉支部長井氏の式辭あり次に來賓菅野東京稅務監督局長。井上熊谷稅務署長。西山埼玉酒造組合長。中山釀造協會埼玉支部長。大里郡長代理根岸郡書記。兒玉郡長代理引間郡書記。熊谷町在住各新聞記者總代理栗原氏。玉井村長高橋氏等の祝辭酒造家佐藤氏の謝辭ありて午後四時終了し夫れより宴に移り一同歡を盡て退散したり當日來賓の重なるものは前記の外西脇監督官小原鑑定部長浦和川越比企の各稅務署長其他數十名にして頗る盛會なりき因に民官清酒試驗所は關東に於ては未だ其設立を見ざるものにして熊谷清酒釀造試驗場は實に斯業界に卒先したるものなり式辭祝辭の主なるものを掲ぐ

祝詞

此の所を拂ひ清めて靈時と注連引回し神籬刺立て招奉り令坐奉る掛まくも恐き少彦名神松尾神酒彌豆男神酒彌豆女神の宇豆の御前に神職正六位勳六等金鑽宮守恐み畏み白さく吾が皇國は豊年し秋の足穂の良稻以て酒釀せる業術はしも遠き神代より眞清水の流れ絶せず傳來て甚精巧に甕に釀し神に捧奉り又

人にも飲して惠良々々口咲き樂み歡び來にしも今の世は何事も精神を盡し思慮を凝らし深く考へ遠く量りて美良が上にも尙善良品造成むと競争以行く世にし在れば今般大里兒玉酒造組合の人々其の道に巧みなる技師等と相謀りて學理を應用せて善良酒數多造出して我が縣下の酒造組合に好模範を示さむと其筋の許可を得て名にし負ふ此乃玉の井の里の清き眞名井の水汲取て小竹の葉の甚佐夜介く澄みて善味以て奇しき豊酒釀み出して清酒改良の目的を貫通して其効能を現出し廣き世の酒造業者に伊美自さ利潤を令得給へど神徳恐き皇神等の大前に忌清まはりて造れる清き御酒を甕の上高知甕の腹滿竝に奉り御饌は平甕に盛高成海川山野の種々の美味物菓物に至迄八取の机代に置き高成し捧げ奉る狀を平けく安けく甘うに所聞食て今ゆ後酒釀業に従ふ酒造兒等が手の躡足の躡令在す其が焼く竈の火氣進みて荒振る事なく地球の震來む地震の災無く春花の彌盛りに勵み勉めて樗の木乃彌次々に此の業を宮進めに進ましめ給ひて喪無く事無く古人の事那具志惠具志と稱へて好みし香の馨しき豊酒釀さしめ給へと庭雀蹲踞て稱言竟奉らくと恐み畏みて白す。

式辭



維時明治四十四年三月十二日清酒事業に最も關係深き來賓各位の臨場を辱ふし茲に熊谷清酒釀造試驗場開場の式を擧ぐ。

抑々清酒は世に之を嗜好する者少からず其品質の良否は直に衛生に關係す殊に輓近清酒が國家に負ふ所の義務漸次重きを加へしを以て我支部員一同は努めて釀造に留意すること年ありしが宿志漸く達し熊谷稅務署長井上稅務官の後援の下に昨年六月管内營業者の團結を圖り大里兒玉支部の成立を見次て第一回清酒品評會の開催となり舊臘又麴品評會を開き以て優劣を判し大に參考の資を得たり今や總會の決議を以て本場の設立を見るに至りしは偏に當路諸賢が誘掖獎勵せられたる賜にして某等一同深く感謝措く能はざる所なり爾後發憤益々切磋琢磨の功を積み關東酒の面目を改善し以て今日の光榮に背かざらんことを期す

聊か蕪辭を披陳し式辭とす

明治四十四年三月十二日

埼玉縣酒造組合

大里兒玉支部長 長井茂吉

### 祝 辭

我國に於ける清酒は古來より重要物産にして今其産額四百萬石を數ふ可く價格亦壹億數千萬圓に達す而して其負擔する所の稅額實に八千萬圓なりとす故に斯業の盛衰は國民の休戚に關し其生産の多寡は直に國家の財政に影響を及ぼすや寔に大なり翻て斯業界を觀るに逐年進歩の事蹟認むべきもの多々なりと雖も尙ほ前途研究を要すべき問題尠しとせず。

埼玉縣酒造組合員諸君は茲に觀る所あり酒造の改善發達を期する目的を以て大里郡玉井村に釀造試驗所を設置の計畫を爲し本日其開場式の盛典を舉行せらる是れ誠に一國産業上並に財政上欣喜措く能はざる所なり。

抑も前に政府は王子に釀造試驗所を設立したるも民間營業者の手に成れる私立試驗所は未だ其數多からず而して當局管内未だ斯の如き機關の設備なし然るに今回當地に於て卒先し釀造試驗所設立を見たるは誠に營業者に與ふる利益甚大なりと謂はざるべからず。

熱心なる營業者諸君當所は最初に設立せられたるものなるを以て當所を利し益々斯業の發達に貢獻せられんことを希望に堪へず尙當局に於ても亦大



に援助を與へ當所の健全に發達せんことを祈るものなり聊か所感を述べて祝  
辭とす。

明治四十四年三月十二日

東京稅務監督局長

從五位勳五等 菅野盛次郎

同試驗所設立規約左の如し。

熊谷清酒釀造試驗場設立規約

第一章 名稱組成及位置

第一條 本場は埼玉縣酒造組合大里兒玉酒類製造業者を以て組織し熊谷清  
酒釀造試驗場と稱す

第二條 本場は埼玉縣大里郡玉井村大字玉井百二十三番地清水新七酒造場  
を以て之に充つ

第二章 目的及事業

第三條 本場は酒類釀造に關する學理を實地に應用し斯業の改良進歩を圖  
るを以て目的とす

第四條 前條の目的を達する爲め技術官の派遣を請ひ又は熟練なる技術者  
を聘用して學理の講話又は實地の試験及指導を爲し且傳習生を置く

但傳習生の規定は別に之を定む

第五條 本場は明治四十四年酒造年度より開始す

第六條 本場に於て施爲すべき事業の綱要左の如し

- 一、學理應用の實驗
  - 二、學理及技術の指導
  - 三、酒類釀造に適應せる原料米及水を撰定すること
  - 四、各種麴を試験して其良好なるものを使用せしむる途を開くこと
  - 五、酒母の強弱良否を隨時鑑定し仕込の安全を期すること
  - 六、醪及清酒等を隨時分析すること
  - 七、清酒貯藏法を攻究し火持の安全を期すること
  - 八、清酒釀造期節中は時々酒造家の巡回指導を爲すこと
- 第七條 前條施爲の實驗及成績を發表する爲め毎年數回雜誌を發行するこ  
とあるべし



第三章 役員及権限

第八條 本場に左の役員を置く

- 一、 場長
- 二、 理事 二名
- 三、 評議員 五名
- 四、 場内監督 一名
- 五、 會計係 二名

第五條 役員を定むること左の如し

場長 埼玉縣酒造組合大里兒玉支部長を以て之に充つ

理事 同副支部長二名を以て之に充つ

評議員 同支部役員中より推選す

場内監督 試験所酒類製造主を以て之に充つ

會計係 一名は試験場酒類製造主とし一名は同支部役員中より推選す

第十條 場長は諸般の事務を指揮監督す

第十一條 理事は場長を補佐し場長不在のときは之を代理す

第十二條 評議員は緊要事項の評議に參與するものとする

第十三條 場内監督は場内の取締を爲すものとする

第十四條 本場は名譽員を置く

前項名譽員は左に該當したる者を評議員會の決議に依り推舉するものとする

一、 本場は功勞ある者

二、 斯業に關する學識經驗を有する者

第十五條 名譽員には重要な事項を諮問するものとする

第十六條 會計係は一切の出納を掌理す

第四章 會議及方法

第十七條 本場に關する重要事項は總會に於て議決するものとする

左に掲ぐる事項は評議員會の評決を以て處分することを得

一、 醸造に關する一切の要件

二、 試験に關する渾ての方法

三、 酒類其他不用物處分に關する件



四、本場財産の管理

五、總會を開くの違あらざる場合に於ける緊急の事項

六、重大ならざる家屋又は器具器械の改修

第十八條 會長は場長之に任す事故あるときは理事に於て代理を爲し理事事故あるときは互選を以て之を定む

第十九條 評議員等は場長、理事、評議員、場内監督を以て組織す

第二十條 總會及評議員會は場長に於て必要と認めたるるとき之を招集す

會員十名以上よりの總會招集の發議ありたるとき亦同じ

第二十一條 會議は半数以上出席するにあらざれば開くことを得ず

但同一事項に關し再招集を爲したるときは出席員を以て議決することを  
得

第二十二條 議事は出席員の多數を以て之を決す同數なるときは會長の決する所に依る

第五章 會 計

第二十三條 醸造石數は毎年組合總會の決議に依りて之を定む

第二十四條 本場に要する經費は大里、兒玉支部酒造家戸別割三分。造石高割七分とす

第二十五條 醸造に要する運轉資金は清酒の造石高に準じ出資額を定め毎年十一月組合員より提供せしむ

資金を提供したる組合員にして廢業轉住等の爲め組合支部を脱退したるときは評議會の決議により其出資額の幾部を還附す還附を受くる者は異議の申立を爲すことを得ず

第二十六條 試験を了り又は試験上必要な清酒は評議員會の評決を経て之を賣却す賣却に關する規定は總會の決議を経て之を定む

第二十七條 本場の會計年度は十一月一日より翌年十月三十一日迄とす

第二十八條 前年度の醸造酒にして尙ほ貯藏を要するものは毎年十一月二十日迄に本場役員會に於て評價を爲し其價格を前年度の收入に計算す

第二十九條 貯藏酒の評価決定したるときは場長は會計係をして前年度に屬する費用の收支決算を爲さしめ組合總會に之が報告を爲すものとする

第三十條 本場の借入料、器具器械、杜氏以下使用人の費用等は毎年試験場



製造主と契約を作成し置くものとす

第三十一條 決算結了したるときは第二十二條の資金提供者に對し元資金を償還すべし損失の爲め元資金を還了すること能はざるときは第二十一條の經費として徴收し補足して償還す

第三十二條 本場に於て利益金を得たるときは之を基本金として積立つるものとす

但漸次擴張し基本金充實するときは利益配當を爲すことあるべし

#### 第六章 附 則

第三十三條 本場の醸造事業は試験場製造主の名義を以て之を行ふものとす

第三十四條 本場事務整理の爲め書記を置く書記は場長之を採用す

第三十五條 臨時書記及雇員は場長の委任あるときは取締之を採用ずることを得

第三十六條 本場に金品を寄附するものあるときは評議員會に於て其處分を議定するものとす

如斯して至大の努力の下に創設されたる熊谷清酒醸造試験所は適當なる後継者を得ざりしためか爾後數年ならずして廢止するに至れるは斯業のため誠に遺憾の次第と謂べし且つ清水新七氏が齡未だ若く前途に多大の屬望を残して玉碎せるば惜みても餘りあることなりとす中山房五郎氏又荒井清水の兩氏と共に夙に酒造業の改良を企圖し自ら關西地方醗釀地を視察し其長を採り短を退け明治三十九年縣内有志醸造家を懲慫して日本醸造協會埼玉支部を組織す之れ實に日本醸造協會支部設置の嚆矢にして爾來毎歲醸造試験所より技術者を聘し斯業に對する講演會を開催し且自ら經驗せる意見を披瀝して同業者を督勵せり試に同支部設立の動機竝に規則を擧げんに左の如し。

#### 設立の動機

政府は曩に國立醸造試験所を設け酒造改良の實を擧げ其調査研究事項を廣く當業者に普及實施せしむるの目的を以て醸造協會を設立せり然れ共醸造協會發行の雜誌のみにては未だ實施の目的を擧ぐるに遠し殊に埼玉縣清酒の優良と發展を計るには埼玉縣に同會の支部を設け直接本部技師の出張を求め講演等に依り相互研究し斯業進歩發達せしむるを最も有利と認め同志を糾合



して醸造協會埼玉支部を設立す

醸造協會埼玉支部規則

- 第一條 本支部は醸造協會埼玉支部と稱す
- 第二條 本支部は埼玉縣人にして醸造協會正會員、贊助會員を以て組織す
- 第三條 本支部事務所を埼玉縣比企郡小川町百六十四番地に置く
- 第四條 本支部は斯業者協力親和して醸造に關する學術を攻究し斯業の發達を計るを以て目的とす
- 第五條 本支部に左の役員を置く  
支部長 一名 副支部長 二名 會計 一名
- 第六條 本支部の役員は名譽職とす
- 第七條 本支部役員は總會に依て選舉するものとす
- 第八條 役員の任期は滿貳ヶ年とす
- 第九條 役員の選舉は投票多數を以て當選と定む  
若し同數なる時は年長者を採り同年なる時は抽籤を以て定む
- 第十條 總會を分て定期總會臨時總會の貳種とす

一、定期總會は毎年春秋貳期とす

- 第十一條 定期總會及臨時總會には斯業に經驗ある士を聘し講話會を開く
  - 第十二條 臨時總會は支部長に於て必要と認め又は會員三分一以上の同意者を以て請求ありたるとき之を開く
  - 第十三條 本支部會計は該年十月より翌年九月に至る一週年とす
  - 第十四條 經費は會員共同に賦課するものとす
  - 第十五條 支部員にして退會する時は其理由を具し事務所に届出ずべし但此場合經費の未納に係る分は取立て己納は還附せず
  - 第十六條 支部長は支部員名簿を備へ其の異動を加除するものとす
  - 第十七條 本支部規則加除變更を要する時は總會決議による
- 上記の如き規則を制定し明治三十九年九月三十日比企郡松山町米花樓に於て開會午前支部役員の選舉を行ひ左の諸氏當選承諾せり

支部長 中山房五郎  
副支部長 近藤丈吉 小林太一郎  
會計主任 小山龍太郎



同日本部より上林理事長、名譽會員嘉儀金一郎氏臨席せられ其他埼玉縣酒造組合副組合長小山又八、大野比企稅務署長臨席せらる支部長支部設立の趣旨を述べ上林理事長は櫻井協會長の祝辭として次の一篇を朗讀せられたり

## 祝辭

酒造業は本邦主要工業の一なりと雖其の技術操作は依然古來の遺風を踏襲するに止まりて諸工業の進歩發達に伴はざるものあり殊に其工場の不完全なる文明的工業を以て見るべからざるもの多きに居る畢竟之れに關する學理の未だ明かならざるに嘗由せずんばあらず是を以て政府は曩に釀造試驗所を設立し本邦古來の釀酒法を學理上より研究解決し之が改良を考按試驗せしめ依て以て我酒造業の進歩發達を企圖せり釀造試驗所は設立以來孜々として研究試驗を行ふと雖我釀酒技術は頗る複雑精緻にして研究項目甚だ多端なるが故に釀造試驗所に望むに急速の成功を以てすべからず斯業に従事するものは宜しく該所の事業に協同援助し而して其研究試驗の成績は得るに隨て速に之を自家の業務に應用することを勉むべきなり斯の如くにして始めて能く學理と實地と相調和し斯業の進歩改良を得む我が釀造協會は實に此の趣旨を以て起

りたるものにして設立日尙淺きも釀造に關する學者技術家營業家の贊助を得て會運益々隆昌を致し今や茲に埼玉縣有志釀造家の卒先支部を設置せらるゝあり諸氏は協同研究の事績を現實に表明せられたるものにして將來斯業の進歩改良に貢獻する功績の必ず多大なるべきを信じ余の實に慶賀に堪へざる所なり諸氏よ翼くは自今一層奮勵して更に卒先改良の實績を擧げ斯の一大事業の發達隆盛を期せられよ聊か蕪言を述て祝辭に代ふ

明治三十九年十月三十日

釀造協會長 櫻井鐵太郎

次て大野比企稅務署長、小山副組合長の祝辭各地よりの祝文祝電の披露あり會計主任小山龍太郎氏會務の報告をなし發會式を終り直に講話會に移り左記演題の下に上林事務官嘉儀技師の有益なる講演ありたり。

一 釀造試驗所本來の目的及現況將來の施設を述べて當業者諸君に望む

釀造試驗事務官 上林敬次郎

一 清酒釀造に於ける學理の應用 釀造試驗所技師 嘉儀金一郎

次に設立以後に於ける活動の概況を略記せんか即ち左の如し。



明治四十年四月五日支部總會並に醸造講演會を北足立郡大宮町氷川公園内八重垣方に於て開催本部より理事長上林敬次郎名譽會員大竹一貫の兩氏臨席せられ酒造に關する有益なる講話ありたり。

明治四十年九月十五日支部秋期總會並に醸造講演會を熊谷町清水旅館に開催本部より名譽會員醸造試験所技手山本武治氏臨席せられ支部長諸般の報告後

一、本會開催第一回清酒品評會出品之件一、來るべき酒造季に際しての改良方針に關し協議をなしたる後講演會に移り。麴及酒母に就て、名譽會員山本武治氏の有益なる講演ありたり出席會員六十四名。

明治四十一年四月六日支部春期總會並に醸造講演會を大宮町氷川公園八重垣樓に開催し左の諸氏の講演ありたり。

一、本會事業の概要及酒造業の合同に就て。

理事長 佐藤 悟郎

一、醸造終了期に於ける一般清潔法に就て。

名譽會員 森 國治

明治四十一年十月十日支部秋季總會並に醸造講演會を大宮町氷川公園八重垣樓に於て開催し支部長の事業及會計報告後左の議案を提出協議せり

一、支部役員満期に付改選の件

(本件は満場一致重任に可決)

二、醸造協會主催第二回全國清酒品評會に關し

(イ)埼玉縣出品人選定は醸造協會埼玉支部並に埼玉縣酒造組合に一任せられたきこと

(ロ)サルチル酸加入酒の減點を全廢せられたきこと

(ハ)審査員を埼玉縣在住者より一名選出せられたきこと

右三件を醸造協會へ建議することは又満場一致可決次て左の諸氏の講演ありたり。

一、經驗談

支部長 中山房五郎

二、酒母の良否判別法

名譽會員試験所技師 江田 鎌次郎

同氏は助手正會員澁川鑛藏氏と共に携帶せられたる顯微鏡及細菌試驗用器具器械を以て實地に顯微鏡使用法を説明し且つ醸造試験所の配及醱各



時期に於ける可檢體に就き普通檢鏡染色檢鏡酵母數計算法を教授せられたり。

三、酒造改良上酒造組合の利用

理事長 佐藤 悟郎

酒母の良否判別は從來僅かに其の経過と狀貌と口中鑑定のみにして當業者は誠に不安の内使用せられつゝありしが江田氏の研究により初めて細菌及理化學上に確固たる鑑定法發見せられ會員一同之が應用を希望するもの多く熱心傾聽せらる當日會員外酒造家多數聽講せられ新に入會せるもの十二名。

明治四十二年四月六日支部春期總會並に醸造講演會を大宮町氷川公園八重垣樓に開催す總會終了後左の諸氏の講演ありたり。

一、酒母醸造上に關する實驗談

支部長 中山房五郎

一、更らに酒造家の奮勵を望む

理事長 佐藤 悟郎

一、酒造に關する微生物に就て

名譽會員 奥村順四郎

明治四十二年十月二日支部秋期總會並に醸造講演會を北足立郡大宮町氷川公園八重垣樓に開催總會終了後左の講演會ありたり。

一、ザリ配法に就て

支部長 中山房五郎

一、醸造學理の應用

理事長 佐藤 悟郎

一、山卸廢止配製造法に就て

名譽會員 大竹 一貫

山卸廢止配取り法は最近數年間醸造試驗所に於て數十回の試験研究の結果醸造安全確實にして且つ操作簡易經濟上有利なる方法にして會員多數之が實行を希望すれ共僅か一回の講話にては未だ其の方法を吞込むこと能はず支部長に實驗せられたき懇請あり且理事長佐藤悟郎氏も醸造試驗所に於て山卸廢止配取法を發表したれ共全量酒造家は其危険を慮りて獨りとして之れが實行するものなく必ず安全なれば支部長に犠牲となりて實驗せられたき旨希望ありしを以て支部長中山房五郎氏は醸造試驗所に於て操作實地見學の後本年度之を實行し其の成績を來春總會に發表すべきを約せり當日來會者七十二名。

明治四十三年十一月十日より支部長中山房五郎氏は醸造試驗所に於て山卸廢止配取り法研究の爲め二週間見學をなせり。

明治四十三年四月五日支部春期總會並に醸造講演會を大宮町氷川公園八重垣樓方に開催す總會終了後左記講演ありたり。

一、山卸廢止配取り法實驗談

支部長 中山房五郎



支部長は本酒造年度に於て山卸廢止醗四仕込實驗したるに其成績孰れも良好にして確に安全確實にして經濟上有利なるを認め成製酒經過表を示しつゝ詳細に説明せしため會員中來酒造年度には必ず之が實行を期せんことを約せしものを多數出せり。

一、醸造經濟に就て

理事長 佐藤 悟郎

一、速醗醗酸馴養連釀法に就て

名譽會員 江田 鎌治郎

連醗醗酸馴養連釀法共に最近醸造試驗所に於て苦心研究せられたる物にして確實安全なる良法なれ共當支部に於ては山卸廢止醗の應用漸く緒に付きたるのみなれば他日を期して研究することとせり。

明治四十三年十月二日比企郡松山町米花樓に支部秋期總會並に醸造講演會を開催し左の議案を謀る。

- 一、支部役員満期に付改選の件
- 二、支部事業擴張の爲各郡に委員設置の件
- 三、縣下當業者に普く酒造改良を實施せしむる爲秋期講演會は各郡に出張開催するの件

(滿場一致可決)

役員改選の件は左の諸氏當選承諾す。

支部長 中山房五郎

副支部長 北岡文次郎 秋笹重吉

會計主任 小山龍太郎

大里郡委員 長井茂吉 入間郡委員 名坂喜兵衛

南埼玉郡委員 鈴木仙右衛門 秩父郡委員 長谷川金吉

北足立郡委員 玉井利吉 比企郡委員 小林太一郎

北埼玉郡委員 清水富五郎 北葛飾郡委員 竹内増兵衛

總會終了後左の諸氏の講演ありたり。

一、醸造家の目下取るべき方針

理事長 佐藤 悟郎

一、暖氣節に於ける清酒釀造法

名譽會員 大竹 一貫

一、醸造用水硬度試験法及醸造物酸定量法

試験所技手 小林 樂造

(器械を以て實驗法を教授す)

明治四十四年四月五日支部春期總會並醸造講演會を北足立郡氷川公園八重



垣樓に於て開催し總會終了後左の講演ありたり。

一、速醸醗造經驗談

支部長 中山房五郎

一、再び速醸醗及酸馴養連醸法に就て

名譽會員 江田鎌次郎

明治四十四年九月十七日支部秋期總會並に醸造講演會を北埼玉郡忍町行田

行田俱樂部に開催し總會終了後左の講演ありたり。

一、人工硬水に就て

支部長 中山房五郎

一、明治四十三年度醸造試験所事業概況

理事長 佐藤 悟郎

一、新醸法

名譽會員 大竹 一貫

大竹氏の講演は會員より特に新醸法(山卸廢止醗速醸醗酸馴養法)を希望したるにより講演せられたるものにして當酒造年度に於て北埼玉郡に多數の新醸法試醸者を出せり。

前記大竹一貫氏講演山卸廢止取り法を廣く會員に實施せしむる目的を以て之を印刷し會員に配布す、江田鎌治郎氏講演速醸醗、酸馴養連醸法も廣く會員に實施せしむる目的を以て之を印刷し會員に配布せり。

明治四十四年九月二十五日埼玉縣酒造組合秩父支部長長谷川金吉氏の懇請

により秩父郡小鹿野町に臨時醸造講演會を開催し支部より支部長及書記中山義一氏出張し左の講演をなせり。

一、酒造用水簡易分析法、硬度定量法、顯微鏡使用法、醗の品位判定法(實物を以て教示す)

一、酒造經驗談

支部書記 中山 義  
支部長 中山房五郎

(人工硬水、ギリ醗法、山卸廢止醗取り法、速醸醗其の他酒造一般に就て講演す) 明治四十四年十一月八日秩父郡大宮町長谷川金吉、同郡野上村山金之助方に於て中山支部長山卸廢止法を實地教授し好成績を得たり、指導中秩父郡會員多數來觀し當酒造年度秩父郡に多數の山卸廢止醗取法實行者を出せり。

大正元年四月五日支部春期總會並に醸造講演會を大宮町氷川公園八重垣樓に於て開催し總會終了後左の諸氏の講演ありたり。

一、酒造用米藍那の試作と其の醸造法  
支部長 中山房五郎  
一、題未定  
理事長 佐藤 悟郎  
一、火入に就て  
名譽會員 佐藤 壽衛

大正元年十月二日支部秋期總會並に醸造講演會を入間郡川越町に於て開催



す。

大正元年十二月酒造着手の時期に當りて氣温著しく温暖にして醸造操作困難なりしを以て會員に警告書を發して注意を喚起せし爲當年各府縣に腐造多かりしが當縣に於ては幸に其事なく禍を未然に防ぐことを得たり。

大正二年四月五日支部春期總會並に醸造講演會大宮町氷川公園八重垣樓に於て開催し左の諸氏の講演ありたり。

一、藍那米製麴實驗談  
支部長 中山房五郎

一、米價暴騰と酒造家の覺悟  
理事長 佐藤 悟郎

一、酒類の性分簡易分析法  
名譽會員 佐藤福三郎

大正二年九月二十九日支部秋期總會並に醸造講演會を秩父郡大宮町竹壽館に於て開催し左の諸氏の講演ありたり。

一、藍那米醸造實驗談  
支部長 中山房五郎

一、秩父郡酒造家の奮起を望む  
理事長 佐藤 悟郎

一、清酒醸造一般論  
試験場技師 善田 猶造

大正三年四月三日支部春期總會並に醸造講演會を入間郡川越町川越會館に

開催し左の諸氏の講演ありたり。

一、蛇管式清酒火入機の効果と其使用實驗談  
支部長 中山房五郎

一、酒造用米として埼玉縣産荒木米に就て  
試験場技師 山本 敬三

大正三年九月二十八日支部秋期總會並に醸造講演會を南埼玉郡久喜町富壽館に開催し支部員満期に付改選の結果孰れも重任し當日左の諸氏の講演ありたり。

一、酒造研究上の注意  
理事長 佐藤 悟郎

一、酸類殊に鹽酸應用速釀配  
試験場技師 善田 猶造

一、醸造用水鹽類加工二三研究に就て  
試験場技師 佐田 樂造

大正四年四月四日支部春期總會並に醸造講演會を大宮町氷川公園八重垣樓に於て開催し左の諸氏の講演ありたり。

一、題未定

理事長 佐藤 悟郎

一、火入及貯藏に就て  
名譽會員 嘉儀 金一郎

尙最近試験所技師安藤福三郎氏の研究せられたる「サルチル」酸代用清酒防腐劑として硫酸アルミニウムの使用試験を佐藤理事長より懇請ありたれば中山



房五郎、北岡文次郎、秋笹重吉、名坂喜兵衛、横田庄右衛門の五氏にて各大桶一本宛今年使用研究することとし、書記中山義一同日醸造試験所に至り安藤技師に面會從來試験の結果使用したる清酒の品質其の使用法の教示を受け各試験使用者に通信せり。

大正四年十月三日支部秋期總會並に醸造講演會を大宮町岩井旅館に開催し

支部長は埼玉支部創立滿十週年に當り其事業成績の概況を述べて曰く。  
當支部も本年を以て茲に滿十週年を迎ふるに至り會員各位の熱誠なる御盡力に依り漸次發表しつゝあるは斯業の爲め欣喜に堪へざる處なり回顧すれば明治三十九年九月當支部創立せらるゝや會員僅に十四名に過ぎざりしも年々に入會者を加へ今や百〇八名の多きに達し縣下酒造家の熱心家全部を網羅するに至る春秋二期に於て本部より理事長、名譽會員各位の臨席を乞ふて學理及實地に就て講話を拜聽し以て會員各自の改良進歩の資となさしむ、是れが爲め縣下酒造業も漸次進歩の認むべきものあるに至る即ち

- 一、最近數年間埼玉縣酒造組合清酒品評會受賞者は殆んど全部支部會員なり
- 二、醸造協會清酒品評會に於て明治四十年の第一回に於ては

一等賞一點、二等賞一點、三等賞六點計八點なりしが第二回に三等賞七點、第三回に三等賞十點、第四回に二等賞三點、三等賞十四點計十七點、第五回に於て一等賞二點、二等賞十點、三等賞十七點計二十九點を出し一般受賞者の増加したるを認む。

三、本年醸造試験所十一週年紀念として發刊せる醸造試験所一覽に依れば

大正二年度各府縣醸造別清酒造石高に於て埼玉縣總造石高八萬七千〇五十石の内在來法四萬八百〇六石、山卸廢止配三萬七千六百二十四石、速醸法使用五千五百八十一石、酸馴養速醸法一千八百九十一石、其他の法一千百四十七石にして實に新規醸造法を採用するもの本縣全造高の五割四分を占むるに至り實に全國各府縣中本縣に於て其最も多きを見る是を他府縣に比較するに千葉縣の二割六分、栃木縣の四割二分、群馬縣四割九分、廣島縣一割一分、福岡縣三割九分等にして他府縣に於ては其の率本縣よりも遙に少し是を以て見るも本縣に於ける改良醸造法は勿論山卸廢止配法の如きは全國に於ける實行卒先者を出し好成績を得たるは又以て全國同業者の模範と云ふも過言にあらざるなり。